

平成19年度 第8回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成20年2月14日(木) 13時03分～16時53分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

3 出席者

(1) 委 員

浦山益郎委員長、大森達也委員、大森尚子委員、芝崎裕也委員、  
鈴木宏委員、松山浩之委員、宮岡邦任委員

(2) 事務局

公共事業推進本部

県土整備部長

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

流域整備分野総括室長

住まいまちづくり分野総括室長

下水道総括特命監

公共事業運営室長 他

農水商工部

担い手・基盤整備分野総括室長 他

環境森林部

森林・林業分野総括室長 他

鳥羽市

農水商工観光課長 他

津市

下水道管理課長 他

四日市市

経営企画課副参事 他

桑名市

下水道課長 他

いなべ市

下水道課長 他

東員町

上下水道課長 他

菰野町

下水道課長補佐

伊勢市

下水道建設課長 他

玉城町  
上下水道課長 他  
名張市  
下水道計画室長 他  
四日市港管理組合  
平手経営企画部次長 他

#### 4 議事内容

##### ( 1 ) 三重県公共事業評価審査委員会開会

( 公共事業運営室長 )

それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成 19 年度第 8 回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日の司会を務めます県土整備部公共事業運営室長の渡辺です。どうぞよろしく願いいたします。座らせていただきまして、司会の方、進めさせていただきます。

( 委員長 )

皆さん、いかがでしょうか。傍聴の方にお入りいただきありがとうございます。では、お入りいただきください。

( 傍聴者 入室 )

( 公共事業運営室長 )

本日は、10 名の委員中、現在 6 名でございますが、委員は少し遅れるということで聞いておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づきまして、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、公共事業総合推進本部の副本部長であります野田県土整備部長からご挨拶申し上げます。

( 県土整備部長 )

本日は委員の皆様、お忙しい中、今年最後になります評価委員会にご参集いただきまして有り難うございます。1 年間いろいろな事業評価をしていただきまして、この席を借りまして御礼申し上げたいと思います。本日、本部長の副知事が本来ならここに来てご挨拶する予定でしたが、ちょっと所用で代わりに私にということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

本年度は 10 箇所の再評価事業と 8 箇所の事後評価事業を審議していただきました。すべての事業で、「継続」ならびに「了承」というご答申をいただきました。私ども三重県といたしましても、委員の皆様からいただきました貴重なご意見等踏まえて、これらの再評価事業につきましては、継続をしていきたいと思っており、また事後評価につきまして

も、評価結果や皆様よりいただいたご意見を、今後実施する事業の計画、実施等に反映してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今年も私どもの「第二次戦略」等々が平成 19 年度始まりまして、昨日、平成 20 年度予算も公表させていただきましたので、今日、新聞等々に私どもの県の予算も出てきております。公共事業予算、県土整備と農水商工と環境森林があるのですが、いずれの部もだいたい 90% 程度の、平成 19 年度比でだいたい 1 割減ぐらいの予算を、3 部とも揃い踏みのような形で組んでおりまして、私ども公共事業を担当している者としては、どこまで下がるのかなという思ひで、まだまだ底が見えない状態でございます。

もう 1 点は、道路特定財源、国の方でいろいろ議論していただいておりますので、この辺の予算も平成 20 年度予算にどうなるのかなと、一抹の不安があるという状況で現在推移してきているところでございます。

そういう状況の中でも、今後いろいろな委員の皆様からいただきました事業費の削減とかコスト縮減につかまして、今後引き続き公共事業に対して来年度におきましても、県民の目線からご指摘や多角的な見地からの意見をいただいきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今年退任される浦山委員長、大森委員、松山委員の皆さん、非常にいろいろなお言葉をいただきまして、ありがとうございます。この場をお借りしまして、深く感謝を申し上げたいと思ひます。ありがとうございます。

本日は、この後、それぞれの担当部から今後の取組について順次説明させていただきます。委員の皆様、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、議事に入らせていただく前に、本日、委員長の方からご挨拶をいただけるとのことでございますので、委員長、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。冒頭に今年 1 年の感想を少しまとめさせていただきますので、ご挨拶としたいと思ひます。

まず、公共事業担当部署及び事業評価グループの皆様には、本公共事業評価審査委員会のために資料作成及び説明、運営にあたっていただきまして、大変ご苦労があったと思ひますが、御礼申し上げます。

昨年度、説明及び質疑応答に要する時間の確保、及び委員の理解を助けるように資料及び説明の改善をお願ひいたしました。それに対して、本事業は県事業を中心として審査件数を調整していただくと同時に、毎回、事業概要の事前説明をしていただきました。よりの確で効率的な評価・審査につながったものと考えます。

今年度は、10 の県事業の再評価、11 の市町及び一部事務組合 1 つの事業の再評価、そして 8 つの県事業についての事後評価を行いました。その中には、県民の立場から事業継続の妥当性が判断できないとして、日を改めて説明をお願ひしたものが幾つかあります。事業室の皆様には、資料づくりや説明に大変なお手間をかけたが、その理由を考える

といくつかの課題があるように思います。

第一は、個別事業の再評価時期とその上位計画となる計画の見直し時期との調整が必要であるということです。例えば、流域下水道事業の再評価にあたって、流域別下水道整備総合計画が見直し中なので、その結果が個別事業に反映できないため、見直しが予想されるけれども現行計画を事業継続していただきたいという趣旨の説明がありました。見直し結果がどのように個別事業に反映されるのか不透明なままでは、事業の妥当性は判断できません。言い換えれば、再評価後に県民の目を経ずに事業計画が変更されるのであれば、この再評価制度の意義が失われるものと考えます。今年度は、見直しの方針を明確にした後、その執行を条件に再評価させていただくという措置をとらせていただきましたが、的確な評価ができるように今後調整をお願いいたします。

第二は、事後評価の対象には、「今後実施する事業の計画または実施中の事業に反映させる」という事後評価システムの趣旨が活かせる事業を取り上げていただきたいということです。例えば、公営住宅整備事業のように、長期に同種の事業が実施される見込みがないもの、いろいろな好条件が重なって優良事例となっているものよりも、今後の事業改善につながる知見が得られる事業について事後評価した方が望ましいと考えます。また、費用便益分析からの確認は、重要な事後評価のための作業ですが、今後の事業にどのように反映するのかという視点に立つと、例えばパイプラインによって導水するかんがい排水事業は、関連するほ場整備事業を成立させる前提条件、漁港修築事業は事業地区の強みを活かした事業内容になっているのかという視点から事後評価すれば、さらに有益な事後評価になるものと考えます。

以上のようなポイントを、今年の総括として指摘させていただきたいと思います。今日のお話を聞く前に、少し総括じみたことを申して恐縮ですが、冒頭にあたって紹介させていただきました。

平成 10 年度に再評価システムが導入されてほしい 10 年たちました。本日の委員会が公共事業の再評価及び事後評価システムの改善につながることを期待いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。それでは、まず会議の前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料の方、平成 19 年度第 8 回三重県公共事業評価審査委員会資料(事業方針報告)と書かれた少し分厚い資料一部となっておりますが、お揃いでしょうか。

それでは、議事次第 2 番目の議事進行につきまして、事務局の方から説明させていただきます。

(事業評価グループ副室長)

事務局を担当しています県土整備部公共事業運営室の福岡です。私の方から、委員会の所掌事務及び議事進行について説明させていただきます。本日は、これまで委員会でご審議いただきました事業における事業方針を、資料 4 の事業方針書に基づき説明させていただきます。説明は、県と市町に分けて、先に県事業からまとめて説明いたします。県の説

明順序でございますが、事業方針書の1ページ、最初に事務局から県の再評価実施事業の対応方針を報告し、その後、環境森林部、県土整備部の順で各部の取組を一括して説明いたします。次に、同じく67ページから始まります事後評価対象事業につきまして、事務局から各部共通の取組を説明し、続けて環境森林部、農水商工部、県土整備部の順で各部の取組を一括して説明いたします。最後、同じく19ページから始まります市町の再評価対象事業の対応方針と各取組を、市町ごとに一括して説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、最後の資料に、「資料編」を添付いたしております。ここでは、本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要や、平成10年度から本年度までの委員会の実施状況を掲載してございますので、併せてご参照ください。

本日の議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

(委員長)

皆さん、よろしいでしょうか。

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第3番目に入ります。今後の事業方針につきまして、まず事務局の方から再評価対象事業の対応方針につきまして報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事業評価グループ副室長)

それでは、再評価対象事業の対応方針を報告させていただきます。資料4「事業方針書」2ページから3ページをご覧ください。

本年度はこれまでに7回の委員会におきまして、公共事業の客観性・透明性を図るべくご審議いただきました。その結果、ここにありますように、10事業すべてについて「継続」のご答申をいただきました。併せて貴重なご意見をいただきました。この答申をもとに公共事業総合推進本部員会議における検討を経て、県事業すべてについて「継続」とさせていただきますが、それぞれの具体的な対応方針につきましては、再評価対象事業の対応方針と事業への対応方針により、各分野の総括室長からご報告いただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(公共事業運営室長)

それでは、まず最初に環境森林部の方からご説明お願いいたします。

(森林・林業分野総括室長)

環境森林部森林・林業分野総括の森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ら

せていただきます。資料につきましては、6ページ、7ページでございます。森林整備事業の対応方針についてということで、森林管理道西出菅合線でございます。昨年からいろいろと意見を頂戴しておりまして、少し森林林業を取り巻く情勢につきまして、先に話をさせていただきますと思います。

毎日のように地球温暖化のニュースが新聞・テレビ等で出てきておりますが、昨年が一番ショッキングな映像としましては、北極で温暖化によりまして非常に氷が解けておると。白熊が溺れ死ぬというようなニュースもありました。それで、あと森林の違法伐採ですが、日本の国土面積の1/5ぐらいが毎年伐採されて、森林がなくなっているというような状況もあります。そんな中で砂漠化がどんどん進んでいるということで、昨年の春でしたか、我々の所にも大陸からの黄砂が飛んできてまして、特に東海・関西地方におきましては、本当に大変な状況になったというのは、皆さんもご存知のとおりだと思いますが、また、私も住んでおります周りの農業用水、特に森林から水を頼っているような所では、水が大変不足してきているという状況のお話も伺っているところでございます。

そんな中で、森林の重要性につきましては、当然CO<sub>2</sub>の吸収も重要な役割ですが、災害の防止とか、水資源の確保、保全につきましても、大変重要な役割を担っております。そんな中で、県は毎年8,000haの間伐を実施させていただいております。国、県、市町の助成を受けながらやらせていただいておりますが、全額公費ではなかなか難しいですので、森林所有者の負担も求めて間伐を実施しておりますが、昨今の林業の不振から所有者の負担もままならないような状況でございます。何とか昨年のこの委員会でも、確か委員の方からご意見を頂戴しまして、「もっと材を使うようなことを考えないといけないじゃないか」とか、それ以前の委員会でも、「せっかく林道をつけるのであれば、材が出るような施策を打たなければいけない」というお話もいただいております。いろいろと取組をしてきたわけですが、「三重の木」というブランドを1つつくりまして、他の材と差別化を図りまして売り出すということで、平成17年度から三重県の木を使っていた家に対しましての助成制度も創設させていただいております。

そんな中で、関東のビルダーからぜひ関東へ三重県の木をとというお話もございまして、今、ちょうど話を進めているところでございまして、林業などが元気になっていきたいということでございます。

また、昨年間伐材のお話もいただきまして、県外の舞鶴にベニア工場があるのですが、そこから材を調達したいというお話もありまして、1つの森林組合から試験的に材を持っていきましたところ大変好評で、この4月から毎月2回、20tトレーラーで運んでいくというところまでこぎつけました。ただ、その木は建築用材に適さないような曲がったり、あるいは芯が赤かったり、虫食いでも何でもいいということでございますので、少しでも山元にお金が返っていけばなというようなことで、取り組ませていただきたいと思います。

また、昨年、梁とか桁に材を使っていくようなというお話もありました。試験研究機関で今スパン表の作成の研究を取組ませていただいております。22年度を目途にそういうスパン表を立ち上げることによりまして、どんどんそういった方面への利用拡大を図っていきたく思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういう意味では、林道が生産コストの削減とか森林管理について、非常に重要になっ

ておりまして、平成 20 年度におきましては 8 路線、県営で開設していくようにしております。

6 ページの一番上を見ていただきたいのですが、西出菅合線でございます。10 月 18 日の第 5 回のこの委員会におきまして、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」という答申をいただきまして、ありがとうございます。「今後、林道の費用対効果の説明において、森林整備経費縮減等便益の内訳についても説明及び資料の提出を求める」というご意見をいただきました。

結果から申し上げますと、7 ページの上には書いていますとおり、費用対効果の一般的な説明を行いまして、便益につきましては、計上する便益の内訳まで十分説明をさせていただいて、それに伴います資料を提出させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

この事業の背景でございますが、3 番の所に書いていますように、大台町と大紀町から依頼を受けまして、県営で実施しているわけですが、非常に過疎化、高齢化が進んでおりまして、小さな林家がたくさんみえるわけですが、そういった所の基盤となる路網の整備が求められておりますので、継続して実施していきたいと思っております。4 番の所でコスト縮減と環境への配慮に努めながら、早期完成を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上でございます。

(公共事業運営室長)

それでは、続きまして県土整備部関係の説明をお願いいたします。まず、河川事業の方。

(流域分野総括室長)

流域分野の総括をしています宮崎でございます。どうかよろしくお願ひいたします。それでは、座らせていただきます。

資料 10 ページの方をお開きください。まず、河川事業の対応についてご報告申し上げます。去る 10 月 18 日に開催されました第 5 回審査委員会におきまして、朝明川、芥川、檜山路川、この 3 河川についてご審議いただきました。その中で、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」というご答申をいただきました。また、併せまして「河川事業は、安全・安心に関わる事業であるため、事業効果を早期に発現するための方策を立てるよう求めるものである」という付帯のご意見をいただいたところでございます。

河川事業につきましては、この 3 河川につきましても、浸水被害の軽減を目指して事業を継続させていただきたいと考えておりますし、課題の解決という形の中では、11 ページの 5-2 の方へ書かせていただいておりますが、限りある予算を有効かつ効率的に執行していくためには、全体の中で優先度を決めながら整備を進めていく必要があると考えております。このため、事業効果の早期発現を図るために、河川整備箇所を選択と集中、整備の重点化を進めるとともに、更なるコスト縮減に努めていきたいと考えております。また、関係市町とも連携を図り、避難体制の強化を図るなど、万一の被害を最小限に抑えるソフト対策を推進するとともに、ハード対策、ソフト対策それぞれの持つ特性を活かした総合的な河川事業を進めてまいりたいと考えております。

以上の事項を踏まえまして、平成 18 年 12 月に策定をいたしました中長期的な計画でございます「三重県河川整備戦略」というのを作成いたしております。これに基づきまして、今後効率的、効果的に河川整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、12 ページで海岸事業についてご説明申し上げます。11 月 15 日の第 6 回審査委員会におきまして鳥羽港海岸。それから、10 月 18 日に開催されました第 5 回審査委員会での矢港海岸。この 2 つの事業について評価をいただきました。

まず、鳥羽港海岸についてでございますが、「事業の継続を了承する」という答申をいただいております。また、「今後とも事業の展開にあたっては、住民との連携やかもめの散歩道などの人の流れに関連する事業との調整を行われたい」という付帯意見もいただいております。

約矢港海岸につきましては、「事業の継続を了承する。ただし、鋼管矢板工法の地下水環境に及ぼす影響を検討すべきである。また、地震及び津波にかかる防災対策との連携を図り、海岸事業の整備強化を高めること。陸開については、過度の機械依存及びヒューマンエラーを回避するような運用をすることを求める」との付帯意見をいただいております。

両海岸とも事業効果の早期発現が求められているということからも、今後も効率的・効果的な投資に努めまして、コスト縮減にも努めながら事業を継続してまいりたいと考えております。

課題の解決方針でございますが、まず鳥羽港海岸でございます。かもめの散歩道の延伸や歩行者の動線確保のための歩道整備については、海岸事業としては事業の性格上、対応することが非常に難しいように思っています。しかし、今後地域の皆さん方の意見を聞きながら、護岸設計を行う段階では関係機関とも調整を図りながら、何らかの方向が見出ししていけたらと考えているところでございます。

また、6 番的矢港海岸でございますが、鋼管矢板工法が地下水環境に及ぼす影響につきましては、当海岸で使用しています鋼管矢板は、いわゆる鋼管と鋼管を連結する部分は海底の地盤面までということで、地中部分ではその部分が連結されておりませんので、そこについては間隙があるということで、地下水を完全に遮断することはないというふうに考えておまして、地下水環境に及ぼす影響は少ないと考えております。また、地震及び津波にかかる防災対策につきましては、関係市町と連絡調整を密にいたしまして、海岸事業の整備効果を高めるよう、市町の地震及び津波に対するソフト面の防災対策との連携を図りながら頑張っていきたいと考えております。また、陸開の開閉作業につきましては、これも市町と操作委託の契約をいたしておりますので、日常的な点検や訓練を兼ねた試運転等これまでも行っておまして、三重県といたしましても毎年点検を実施して、常に正常に作動するよう維持管理に努めていきたいと考えております。以上でございます。

(住まいまちづくり分野総括室長)

住まいまちづくり分野の長谷川と申します。どうぞよろしく申し上げます。座らせていただきます。

14 ページの都市公園事業についてでございます。熊野灘臨海公園につきましてご審議をいただきました。第 4 回及び第 6 回の委員会におきまして審査をしていただきました。3 回目の再評価の継続中の事業でございます。その審査の結果、「事業継続の妥当性が認



められたことから事業継続を了承する」というご意見をいただきました。ただし、付帯意見をいただきまして、「健康温泉施設につきましては、現時点では管理運営面から過剰投資の懸念が強いと考えられるため、中止・縮小の方向で検討されたい」との答申をいただきました。ありがとうございました。

ご意見に対する対応でございますが、15 ページの 5-2 の所をご覧ください。現在、民間において掘削中の温泉につきましては、諸条件が不明であることから、健康温泉施設につきまして、管理運営面を含め投資予定額が大幅な変更を余儀なくされる可能性があることを認識しております。このことから、健康温泉施設の設置につきましては、掘削中の温泉の諸条件が確定次第、整備及び管理運営にかかる費用や需要予測等を精査いたしまして、過剰な投資とならないように十分検証を行った上で、ご指摘がありましたように、中止を含め計画を縮小する方向で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

(下水道総括特命監)

下水道総括特命監の北川でございます。下水道事業について説明させていただきます。16 ページ、17 ページをご覧ください。再評価の対象となりました事業は、北勢沿岸流域下水道(北部処理区)。これは第2回の審査会で。次の中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)と宮川流域下水道(宮川処理区)。これは第3回、第7回の委員会で審査をいただきました。

2番の委員会からいただいたご意見ですが、3事業とも「事業継続を了承する」との答申をいただきました。ただし、雲出川左岸処理区と宮川処理区におきましては、「説明のあった現事業計画の見直しスケジュール、見直しの方針が確実に履行されることを条件に事業継続を了承する。ただし、市町が策定する事業計画を流域別下水道整備総合計画及び事業計画に速やかにかつ適切に反映されたい」とのご意見をいただいております。

次に、17 ページでございます。事業としては継続をしていきたいと考えております。また、頂いたご意見を踏まえまして、5-2 の課題の解決方針の所でございますが、近年の社会情勢の変化の要因である人口減少を、現在見直し中の流域別下水道整備総合計画に適切に反映させ、見直した計画諸元に基づく事業計画を早急に策定したいと考えております。また、市町の事業計画につきましても、市町との連携のもとに速やかに県の事業計画に反映させていきたいと思っております。なお、事業計画につきましては、平成 22 年度までに再評価を実施することとしまして、この間の事業は段階的な施工を行うことによりまして、過大な投資を行わないように努めていきたいと思っております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ただ今の所までで、県事業再評価 10 件の事業方針について説明させていただきました。これまでの説明について、ご質問等よろしくお願いたします。

(委員長)

ただ今ご説明いただきました再評価結果についての今後の事業への対応方針ですが、どういたしましょう。自由にどこからでも発言があればしていただけますでしょうか。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

環境森林部の対応方針をお聞きして、**「三重の木」**の補助金のお話を触れられておりましたけど、来年度はもう危ないという話を、私ども仲間内でして、先ほど予算が1割削減という話もあって、だめだったのかなと今お聞きしながら思ったのですが、来年度は続けていただけるようになったのでしょうか。

(森林・林業分野総括室長)

今年度は1戸当たり30万円、400戸ということで予算化させていただいております。来年度間もなく議会が始まりますが、30万円、300戸で計上させていただいております。

(委員)

これで3年目ぐらいになると思いますが、私たちが思っている以上に、一般の方の認知度が随分高まってきていて、逆に一般の方の方から、多分県のホームページが何かで見られるんだと思うのですが、皆さん大変よくご存知で、「こういうものがあるようなので、ぜひこれを使えるようにしてください」というような話を結構お聞きしますので、案外工務店の方が知らなかったりします。一般の方、とても認知度が高まってきたので、せっくなのでぜひ続けていただきたいなと思っておりましたので、今のお話を聞いてちょっと安心いたしました。通していただくとありがたいと思います。

それから、それに絡んでですが、森林整備のお話をいつもお聞きしていると、当然三重県の場合、生産林としてつくってみえますよね。今、ベネフィットのほとんど大部分が環境保全というか、そういう部分のベネフィットが大きく反映されてきて、結局、畑と違ってつくっていたのに、作物を食べるよりもそれが出す酸素がありがたいみたいな話にどうもなっているような気がして、いつも釈然としないのですが、やっぱり基本的にそこへ木を植えた方たちは、最終的には生産林として、材木として使おうということを考えて植林をされてきたんだと思いますので、一番ベストな状態で建築用材として使うことができたらなとも思うんです。

そういうことから県の事業というのを見させていただくと、どうも環境森林部でやられている森林のいろいろな事業と、その後の建築に絡んだところからの事業が、やはりなかなか連携がうまくいっているとはちょっと言い難いようにお見受けするところがあります。やっぱり生産林として、材木としての活用を考えていかないことには、酸素を出すんですという話だけでは、やっぱり森林はかなり一方的な見方にしかならないと思いますので、林道をつくるにしても何にしても、その辺のことをもう少し県庁内で連携を取ってやっていただくと大変ありがたいと思います。

そういうことから考えると、先ほどおっしゃっていただいたスパン表をつくっている林業センターの活動なんかは、大変私たちも注目していますし、三重県でできるこういう材料がこういう強度を持っていて、こういう用材として大変いいんだということがアピールできるような形で事業を進めていただくとありがたいと思います。

その中で1つ個別のことになりますが、私どもが仕事をしていて一番気になるのが、建

築用材としての木材の見方が、少し工業製品的なもの見方に偏ってしまっていて、確かにそこへ補助金なり何なりを入れるということがあれば、当然ある程度の条件をつけなければいけない、品質についてある程度の条件を入れなければいけないのは当たり前なんです。JIS規格による含水率の規定だとかということ適用されますと、なかなか実情と合わない部分が出てきているようにも感じます。そこら辺の所を県土整備部の住宅部門、建築部門、その辺のあたりと連携を取っていただいて、一番ベストな形で県産材が活用できるようにということを祈っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。ほとんど意見です。

(委員長)

環境森林部、環境部としてのご説明と同時に、生産林部としての役割を問われていると思います。それと、林業が成立するためには、出口といいますか、利用が促進されないといけないというご発言がありましたので、環境森林部と建築の方で少し今のご意見に対してコメントをいただけますでしょうか。

(森林・林業分野総括室長)

それでは、まず生産林のお話がありました。三重県、35万ha森林がございまして、そのうち生産林として15万ha位置づけをさせていただいて、あとは環境林ということで位置づけをさせていただいております。それで、木材利用のお話でございますが、「三重の木」で取り組んでまいりましたが、もっともっとたくさん使っていただく必要があるということで、来年度は新規事業を1つ考えております。それは小さい所有者の方をまとめまして1つの団地をつくりまして、そこから材を出してくるというシステムをつくりたいということで、毎年200ha規模の団地を3つの流域でつくりまして、そこから一定量の材をコスト縮減を図って出してきて、利用拡大を図っていくという取組を新規事業で起こしております。それが1つございます。

もう1つ、連携のお話ございましたが、公共施設で材木を使っていただくということで、木材の利用促進対策本部を副知事キャップにつくっておりますが、毎年各部でいろいろな施設に材木を使っていただいております。例えば、高校の武道場の内装材に使っていただくとか、警察の派出所も毎年材を使っていただいております。また、公共土木工事におきましても、木材の利用促進を図っていただけるということで、本日ここに参っております3部が、それぞれ利用できる所については材を使っていくということで、連携も図らせていただいているところでございます。

含水率のお話ございましたが、「三重の木」は20%ということで統一して出しております。そういう関係で、非常に狂いが少ないという評価も得まして、先ほど関東のビルダーのお話もさせていただきましたが、関東のビルダーが着目されましたのは、20%の含水率を確保することによって、非常にユーザーから好評を得ておるということでございました。先ほど委員から一般の所まで、県民の皆様方にも周知が図られてきているということでございますが、今後もっともっとたくさんのPRをしまして、三重県の木がどんどん使われていくように働きかけをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

(住まいまちづくり分野総括室長)

先ほどご指摘ありましたように、住宅という部門からいきますと、快適で安心な住宅という観点があると思います。あるいは、建築ということからいきますと、安全なといえますか、やはり基準に合致した体力のある木材が必要だという、両面の側面があると思います。当然快適なという観点からいきますと、育った木が育った所で建物になるというんが、一番快適に移行するわけですので、我々も昨年平成 18 年度には住生活基本計画というのをつくりまして、各部局、健康福祉部等も含めてでございますが、住生活に絡むいろいろな観点といえますか、事業の紹介とか誘導ということを、住生活という括りの中で 1 つの冊子をつくらせていただきました。その計画に基づいて、毎年どのように各部の事業が展開されているかという進捗管理も、我々責任を持ってやっていかなければならないと思っておりますので、委員がおっしゃられましたように、各部局とさらに連携をしながら、ご趣旨に沿ったような啓発等も今後も続けていきたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。ほかの件でご質問、ご意見あります。よろしいですか。では、早期の河川整備が望まれるということに対して、河川整備箇所を選択と集中を図るといって回答をいただいているのですが、具体的にはこれは例えば何の計画とか、何に反映させることができるのでしょうか。方針としては非常によくわかるのですが、これが具体的に何に結実するのかがわからないのですが。

(流域整備分野総括室長)

ご説明申し上げます。11 ページの一番下にも書かせていただきましたように、平成 18 年 12 月に中長期の計画ということで、「三重県河川整備戦略」というのを策定いたしました。三重県が管理する河川が 500 河川ほどあります。その中で、どれとどれをやっていくということで、いろいろ河川ごとに評価をいたしまして、いわゆるハードを整備する河川、ソフトを整備する河川、それぞれの川に評価をいたしまして順位を付けています。それで、県が管理する 500 余りの川ですが、そのうちのハード河川として当面やっていく 30 河川というのを選びました。それから、ソフト対策河川というのは、101 河川選定いたしております。これにつきましては、どの川をどういうふうにしていくということを公表いたしております。そういうことで、集中と選択というふうを考えておるところでございます。

(委員長)

そうすると、今後選択と集中を図るのではなくて、平成 18 年にそのような視点から策定されたこの整備戦略に基づいて事業を進捗させる、そういう理解でよろしいわけですか。

(流域整備分野総括室長)

整備戦略に基づきまして、当然事業を進捗させていくわけですが、ただ、護岸整備ばか

りやっているのであれば、同じペースですずっと上がっていきけるような話があるのですが、当然河川改修に伴いまして横断構造物、橋梁でありますとかそういうものの改築、あるいは井堰の改築等が出てきます。そういうときには一気に大きな金がいるということで、そこへ集中をさせていく時期、あるいは護岸に集中をさせていく時期、そういうふうな形がございますので、ある限られた予算の中でそういう事態が出てきたときに、どれを優先してやっていくのか。こういうことも考えながらやっていくということでございます。

(委員長)

そうすると、河川別の優先順位は、この河川整備戦略に位置づけておられて、1つの河川について何からやるかという、1つの河川についての優先順位は、今後見直し可能だと。そういうご説明でしょうか。

(流域整備分野総括室長)

いえ、そういう意味ではなくて、当然パイが限られた予算の中でやっていきますので、大きく経費がいる構造物等については、集中してそこへ投資をしなければいけないと。こういう事態になったときに、限られたパイの中で、「この川はもう少し護岸整備待ってくださいよ」というような、そういう調整は当然出てくると考えております。

(委員長)

ちょっとよく理解できないのですが、先ほど、例えば河川整備戦略の中で最も優先度が高いのが30河川あるとおっしゃいましたけど、その30河川の中で優先順位をつけるというご説明なんですか。ちょっと理解がしにくいのですが。

(流域整備分野総括室長)

30河川の中で、それぞれの評価項目に基づきまして評価をしています。川ごとに点数が出ているということです。だから、それを1番から並べますと、優先順位が当然出てきますが、今ある限られた予算の中でやっていくについては、この30河川が三重県として今やっていける精一杯の部分であろうということでございます。だから、その30河川の選択集中していったという一面と、もう1つは、限られた予算の中で毎年事業を進めていく中で、当然大きく投資がいつてくる構造物等が入ってくる時期。そういうときについては、そこへ集中して投資をしていくと。そういうような2つの観点でございます。

(委員長)

500河川の中の30河川。これは非常に優先度が高いよというのは、もう既に河川整備戦略の中で資源を集中するというのが位置づけられている。その30河川を整備するときに、各年度予算が限定されているから、それをどこに振り向けるかというのは、毎年度ちゃんとチェックして集中と選択をしましょう。そういう意味ですか。

(流域整備分野総括室長)

はい。

(委員長)

はい、わかりました。次に、海岸事業、お願いします。これも同様の趣旨なんです、13 ページに鳥羽港海岸で、「海岸事業として対応はできませんが調整をします」と書いてあって、調整した結果が何に反映するのかわからないのですが。手が出せないと書いてあるけど、調整はするというふうに読めてしまうのですが、調整した結果は何にどのように反映するのでしょうか。

(流域整備分野総括室長)

これも鳥羽港の一番具体的な場所になりますので、今、真珠島へ渡る所の船が出ているポンツーンが前に張り出しているのですが、その裏の護岸の補強を考えているわけです。

(委員長)

そうすると、海岸事業として対応は可能なんですか。

(流域整備分野総括室長)

それで、海岸事業は高潮等で、生命・財産を守っていくということでございますので、事業の趣旨からすると、いわゆる遊歩道を海岸事業で整備していくという形は、事業の趣旨から言って、その補助金を遊歩道へ使えないという部分がございます。ですから、今回設計するときにつきましては、鳥羽市とも相談をしながら、何とかそういう遊歩道ができないのかというふうな形もご相談をさせてもらいながらやっていくと。こういう趣旨でございまして、護岸の設計をするときに、そこも含めて意見を聞きながら、例えば鳥羽市の方で「住民参加で何かそういうものがやれるよ」というのであれば、ベンチの方は一緒になってやっていくとか、そういうふうなことを考えておりまして、ここにご回答させていただいたということでございます。

(委員長)

海岸事業としては、歩道整備はできない。ただし、歩道がうまくくっつくように、連携して堤防についてうまい設計をしましょうと。そういう趣旨ですか。

(流域整備分野総括室長)

現在もかもめの散歩道というのは、鳥羽の水族館からもう少しこちらの鳥羽市の駅前通りにできております。それは、まちおこしとかそういう事業でもって一緒になってやってきた経緯がございまして、あれは海の方へ張り出してまた道路へ戻ってくるという四角い部分が今できているのですが、今回言われていますのは、その継続をずっとやっていくということでございますので、そういうことであればそういう事業を取り組んでいくと。それと、背後はもうすぐ道路が接近していますので、果たしてそれだけのスペースが取れるのかというふうなこともあります。だから、護岸の設計にあたりまして、そういう部分を考えていきたいと考えているところでございます。

(委員長)

ちょっとよく理解できないのですが、不可能かもしれないけど、今後そういう対応をしていきたいとおっしゃっているのですか。

(流域整備分野総括室長)

海岸事業で遊歩道を設置するのは不可能でございます。その事業としてやっていくのは。

(委員長)

道路が接しているので、堤防と道路の間にクリアランスがない。

(流域整備分野総括室長)

堤防と道路が今接しておりますので、それだけのクリアランスがないと。しかし、堤防を今後設計していく段階で、現在の堤防の老朽度とかを調べます。例えば、今の堤防がある程度丈夫であるということであれば、高さの足りない部分を嵩上げするというような構造になってきます。そうした場合は遊歩道できません。しかし、堤防を調査した結果、もう基礎の部分も非常に傷んでおるといことで、これはどうしても前出しをして堤防をつくり直さないといけないと。こういうような形になってきたときには、背後地に若干余裕ができるのと違うかなと、こういうことも考えます。そうしたときに、背後地に余裕ができる部分については、その部分を使って、「鳥羽市、そういう遊歩道をつくっていただけませんか」とか、そういう協議をこれからさせていただきましようということでございます。

(委員長)

今、おっしゃったような対応が可能というか、対応をしないといけない部分は、まだだいたいあるのですか。

(流域整備分野総括室長)

今、鳥羽市の駅前を降りていただきまして、パールビルの方、反対側に移っていただきまして、それから海沿いをずっと来まして、真珠島へ渡る手前の所までできていますね。それから水族館の方へ向いては、歩道はあるのですが、ポンツーンで船に乗り込む部分がありますので、一旦下りてまた上がってくるという部分で、車椅子では行けることは行けるのですが、やはり坂になっているとかいう部分がありますので、それを平らにして、平らにするというよりは、そこは平らにできませんので迂回をさせて、そういう遊歩道で回したらどうかと。こういうようなご提案をいただいたということでございます。そうするのであれば、今言うふうな格好のものを検討する中で、できるかどうか検討していきたいということでございます。

(委員長)

今、提案をいただいたというのは、鳥羽市から提案をいただいたという意味ですか。

(流域整備分野総括室長)

いえ。評価委員会の方で、かもめの散歩道を延伸させよというようなご意見いただいたということの中で、そういうものを踏まえて鳥羽市とも一回検討させていただきたいということでございます。

(委員長)

今、ちょっとこだわって確認したのは、方針はよく理解できるのですが、今から残事業の中でこれが対応可能なものか、あるいは対応できるのか、そういうことを確認しているのですが。こういうことを今からある程度時間がたったら堤防の老朽度が来たときに対応を図りたいという、何か時間軸が見えないようなお話のようにちょっと聞こえたので、今の残事業の中で対応するのか、対応可能なのかという点について、ご回答いただければ結構だと思います。

(流域整備分野総括室長)

今、申しました部分につきましては、今後これからまた設計をしていく部分がございますので、その設計をしようとするボアリング調査とかいろいろなデータを集めて調査していく部分がございますので、その結果を見てでないとうわかりませんということが1点。それから、海岸事業でもってその部分の整備をするということは不可能ですので、他事業と合併するとか、そういうものを模索していきたいということでございます。

(委員長)

はい。それから、もう1点。15 ページですが、「健康温泉施設については、今後いろいろ精査をして、中止を含め計画を縮小する方向で検討する」という方向性が明確に謳われたことについては、非常にいいことだと思うのですが、この検討を進めていって、ある一定の結論が出たときに、本委員会との関係はどのようにお考えでしょうか。

(住まいまちづくり分野総括室長)

ご指摘いただいたように、不明な点で計画を実行するのはいかなものかということで理解をしているわけですが、何せ今掘削中ございまして、量等がなかなか把握しきれてないものですから、その結果を見て慎重に判断をする。その判断をしたときと、当委員会にお諮りをするという点につきましては、明確な答えを持っておりませんが、むしろ委員長の方でどうしろと何かご指示をいただいた方が、それに基づいて対応したいと思います。何せ5年に1回ということですので、その時間軸と進捗状況がどうなるのかということですので、検討したいと思います。

(委員長)

本委員会の役割は、事業継続か中止かを判断するだけで、一応事業継続を認めたということになっているので、我々の手を離れているのかなと思うのですが、付帯意見を付けたので、その成り行きは非常に関心がある。できたら聞きたいなという希望があるのですが、事務局、いかがでしょうか。



(公共事業総合政策分野総括室長)

本委員会でもいただいた意見を非常に重く捉えておりますので、今いろいろな過程の話の中では非常にしにくい話なんです、一定の結論といたしますか、執行部としての考えが出た段階で、まず委員長に相談をして、「どのように扱いましょうか」というふうになるのが普通の扱いだと思います。もうすべてそれらも含めて執行部にというのでは、ちょっといささか問題かなと思いますので、その時点で委員長に相談をして、当時こういう意見が出て、調査がまとまって、こういうふうになった。たまたまそれが5年以降だと何も問題はないのですが、3～4年目に出たときにどうするのかということにつきましては、その時点で相談をさせていただきます。事務局として、それは対応させていただきます。

(委員長)

それを議事録にちゃんと残していただきたい。私の関心は以上ですが、ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、県事業の事後評価対象事業の方に入らせていただきます。まず、事務局から報告をさせていただきます。

(事業評価グループ副室長)

それでは、資料4「事業方針書」の68ページから69ページをご覧ください。本日、ご報告いたします「事業方針書」は、再評価対象事業と同様に委員会のご答申を最大限尊重させていただき、公共事業総合推進本部員会議における協議を経て、決定いたしました。それぞれの具体的な事業方針につきましては、各分野の総括室長からご報告いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、説明は事務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部の順にさせていただきます。それでは、お願いします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

事後評価につきまして、事務局の方から全体的な話でご説明申し上げます。冒頭に委員長の方からもご意見いただきましたが、12月21日の委員会におきまして、「肯定的な結果の追認にとどまらず、否定的な側面についても課題を洗い出して、類似事業に反映できるように」とのご意見をいただいております。

事後評価全般にとりましては、15年度から今年度まで24箇所の事後評価、審査というのを行っております。私どもの要綱では、今後への類似事業への反映という観点で、事業の効果とか5つの側面ではやっております。ただ、今後の事後評価の中に、新たに委員長の冒頭のご意見も踏まえまして、各事業担当室とともに、より広範な側面からの評価になるように調整をしていきたいと考えております。よろしくご報告いたします。

(公共事業運営室長)

それでは、続きまして、環境森林部お願いします。

(森林・林業分野総括室長)

それでは、74 ページをご覧いただきたいと思います。環境森林部につきましては1件でございます。水源森林総合整備事業ということで、又口地区という地区の事業でございます。尾鷲市に又口川というのがございますが、この中流部にクチスボダムというダムがございます。その水源地となっております森林の保水力を高めるための森づくりと、崩壊しました土砂の流出を軽減しまして、水源林として機能を強化するというので、この事業を実施してまいりました。

昨年、12月21日第7回の本委員会におきまして審査をしていただきまして、「事業の直接的効果に関する評価の妥当性を認める」という答申をいただきました。どうもありがとうございました。そのときの意見としましては、そこに書いてありますように、「山地保全便益の説明を受けたが、具体的な事業効果については十分に検証がなされていない。例えば、被災の可能性のある事業区域内の土砂流出箇所が存在を検証することによって、事業の効果及び施工箇所の妥当性を確認することは望ましい」という意見をいただきました。

当該地区につきましては、事業の背景の所に書いておりまして、先ほど申し上げましたように、山崩れ等によりまして森林が荒廃をしておりました。この崩壊土砂の流出を軽減するために、治山ダム等の渓間工を44基、山崩れを起こした所の緑化工事としまして山腹工0.5ha、土砂の流出とか保水機能を高めるための森づくりの森林整備を349ha強実施したところでございます。

解決方針でございますが、崩壊土砂流出の恐れがある荒廃渓流を的確に把握し、荒廃渓流を踏査、現地を十分踏査しまして、施工箇所の妥当性を現地において検証することとさせていただきます。また、被災の可能性のある保全対象を的確に把握しまして、事業効果がより発現するよう、設置する施設の規模、構造等の妥当性を毎年度の事業計画の作成時に確認することとしまして、今後実施します事業にこのご意見を反映させていただいて、事業に当たっていきいたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(公共事業運営室長)

続きまして、農水商工部、お願いします。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

農水商工部総括室長の平本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私の方からは、ほ場整備事業の櫛田地区ほか4件、計5件についてご報告をさせていただきます。それでは、失礼して座らせていただきます。

それでは、資料の76ページの方をお開きいただきたいと思います。ほ場整備事業の櫛田地区でございます。平成19年11月15日に開催されました第6回の本委員会におきまして、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、持続的な担い手確保及びさらなる作物生産効果をあげられることに努められたい」との答申を頂戴いた

したところでございます。どうもありがとうございました。

当櫛田地区は、農地の区画が1筆当たり約6a、600m<sup>2</sup>ぐらいと狭小で不整形でありまして、農道の幅員は約1.8mと非常に狭く、また、水路は用水路と排水路が兼用の土水路ということから、非常にこれまで効率の悪い農業を行ってきたという所でございます。そういう所に対しまして、課題といたしましては、担い手の確保と育成が必要となり、また、麦・大豆の作物生産効果をあげる必要がある。さらには、農家の高齢化とか後継者不足による農業用施設の適正な維持管理が困難になりつつある。このような課題を抱えている地区でございます。

これに対しまして、課題の解決方針といたしましては、まず、77ページでございますが、櫛田営農組合を中心といたしました担い手農家などの生産組織へ農地の集積を進めまして、安定的な農業経営ができるように支援していく。さらには、小麦・大豆の作付け場所の集団化・団地化を計画的に進めまして、今後とも集団化・団地化を継続するとともに、作付け面積の拡大に取り組むことで、作物生産効果の向上が図られるように支援していきます。

また、これはなかなか難しい課題でございますが、農村地域の過疎化・高齢化がますます進み、農家数も今後とも大幅に減少することが見込まれていると。こういう中におきまして、農地や水路などの農業用施設の適正な維持管理、こういうことを行うことによりまして、施設の長寿命化を図ることができるわけでございますが、先ほど申し上げました理由によりまして、非常に減少が見込まれているという農家だけで、今後そういう今申し上げたような施設を維持管理することは非常に困難になっているという現状でございます。ということから、今後は農家の方だけではなく、地域の各自治会の方とか、いわゆる非農家の方も含めた活動組織をつくらせていただくことによりまして、地域の農地、農業用施設、またその地域が適正に維持管理できる体制づくりのために、例えば、平成19年度から本格的に実施されております「農地・水・環境保全向上対策」、これは農水省の補助事業でございますが、こういうものも利用させていただきながら、積極的に進めていきたいと考えております。

続きまして、78ページの方をお開きいただきたいと思います。かんがい排水事業の中勢地区でございます。ここにつきましては、第7回本委員会におきまして、「事業の直接的効果に関する評価の妥当性を認める。ただし、継続的に事業効果が発現するよう営農部門との連携を深められたい」との答申を頂戴いただきましたところでございます。

このかんがい排水事業につきましては、委員長冒頭のご意見でもおっしゃられましたように、ほ場整備との連携を図る、またはほ場整備事業の前提となるような事業でございます。そういうことから進めているわけでございますが、本地区におきましては、3行目の所でございますが、慢性的な水不足と老朽化した施設の補修費や分散した施設の水管理の労力などの増大から、水源確保と施設の統廃合による省力化を望む声が非常に大きかったわけでございます。そういうことから、国営中勢用水事業とか県営かんがい排水事業を進めまして、安濃ダムを水源とした安濃川の井堰の統合とか農業用水路の整備を行いました。

ただし、今後、また事業効果を継続して発現していくための課題といたしまして、これは農業全体に言えるわけですが、次代を支える担い手や自立した経営体を確保・育成し、持続的な農業経営の推進を図ることが求められている。また、今後とも、例えば稲に特化

した農業だけじゃなくて、野菜などの農作物の導入とか普及とか、こういうことが課題になっているところがございます。

これに対して 79 ページでございますが、こういう課題に対する解決方針といたしまして、まず、元氣な担い手、それから安定した経営体を育成するために、例えば、県の農業改良普及センター、市町の農政担当やJAなどの営農部門、特にソフト部門との連携を図りながら事業を進めていきたいと考えております。また、農業につきまして、今後はさらにこれまで以上に消費者のニーズを踏まえた、またその地域に合った作物の栽培普及を行うためにも、特に今申し上げたような各種農業団体組織と連携を図って事業を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、80 ページの方をお開きいただきたいと思います。農道整備事業でございます。農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、通称、農免事業と言っておる事業でございます。西山地区でございます。平成 19 年 11 月 15 日の第 6 回本委員会におきまして、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、ソフト事業との連携をより密接に行い、農地および農村集落機能の維持に努められたい」と、このようなご答申をいただいたところでございます。

この地域は、特に西山地区だけではないわけですけど、中山間地域の農村では、特に農産物とか農業用資材を効率的に運ぶ道路が十分には確保されていない。また、農業だけではなくて、通勤とか通学とか、また災害時の緊急用道路としての地域住民の本当に生活に必要な、そういう道路の整備が遅れているというのが現状でございます。また、この地域の課題といたしましては、特に旧紀和町、現在の熊野市でございますが、本地域におきましては、特に過疎化・高齢化が進行し、地域の活力、集落機能という言い方もしておりますが、地域の共同活動とかそういうものの地域活力が低下しております。また、農地の耕作放棄地もどんどん拡大する恐れがあると。このようなことから、耕作放棄地を減少させるようなことが必要になっているという課題がございます。

こういう課題に対しまして、解決方針の 1 つといたしまして、本地域の、例えばこの地域では特産である熊野地どり等をブランド化するとか、また今進められております地産地消とか、農産物の都市部への販路拡大を目指すソフト事業、ブランド化事業等を進めまして、連携を図っていきたい。また、耕作放棄地の拡大。これは三重県で今約 7,000ha ぐらいあるんじゃないかと言われておりますが、耕作放棄地の拡大を防ぐためには、例えば中山間地域直接支払制度等の制度を利用いたしまして、地域で農地を守る取組の支援を進めていきたいと考えております。

また、81 ページの方をお開きいただきたいのですが、これはどこの地域も一緒なんです、農地の維持が農業者だけでは困難となっていると。こういうことから、例えばこの地域におきましては棚田というのが進んでいるわけですが、地域資源である棚田を守って、さらにそれを有効活用を図るために、例えば棚田オーナー制度の維持拡大とか、ワーキングホリデーの導入など、地域住民以外の人たちの活力を利用できるような、そういう仕組みづくりについても進めていきたいと考えているところでございます。

引き続きまして、82 ページの方をお開きいただきたいと思います。中山間地域総合整備事業の青山南部地区でございます。この地区につきましては、第 6 回の本委員会におきまして、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、ソフト事業

との連携をより密接に行い、農地および農村集落機能の維持に努められたい」との答申をいただいたところでございます。

この事業の対象地区だいたい全体に言えることでございますが、特に中山間地域におきまして、農業の生産条件が不利な地域の立地条件に沿った整備手法によりまして、例えばほ場整備とかの農業生産基盤の整備とか、農村地域の環境保全と、こういうことに寄与することを目的といたしております。特に、この地域におきまして、「未整備の傾斜農地が多いということから、区画整理とか用排水路の整備を進めてほしい」と、こういう要望が強くございました。

特に、この地域の課題といたしましては、ここも一緒なんですけど、中山間地域全体に共通的に言えることですが、過疎化とか高齢化によりまして、農地の維持とか農業用施設の管理が困難になっている。また、獣害が増えてきていると。

こういう課題に対しまして、今後、対策といたしましては、1つは農地を適正に維持していくために、例えば、今後担い手農家とか集落営農へ段階的に取組を進めて、今後農地を適正に維持していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。また、三重県下、これも中山間地域共通に今課題が大きくなっておるわけでございますが、獣害対策ですね。こういうものにつきましては、単にハード的な取組、例えば獣害対策の防止柵をつくるだけではなくて、やっぱりソフト的な地域での取組も併せて、今後集落での話し合いを進めていきたい。このようなことのアドバイスを進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、こういう中山間地域におきましては、現在は地域の持つ共同活動とか集落機能、合意形成。共同活動というような集落機能が非常に低下しているということが危惧されておりまして、今後とも地域の皆様方と一緒に、農家だけではなくて自治会とか学校とか、そういういろいろな活動組織を、みんな入っていただいたような形で対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、84 ページの方をお開きいただきたいと思っております。これは漁港修築事業の和具漁港でございます。第7回本委員会におきまして、「事業の直接的効果に関する評価の妥当性を認める。ただし、今後の課題と対応については、地域の特性を活かした事業展開の視点を加味すべきである」とのご意見を頂戴いたしましたところでございます。

よく皆様ご承知のように、和具漁港は志摩地区の重要な水産基地でございまして、また他の港の漁船も多く利用されている漁港でございます。基本的な施設は整っておりますが、特に台風の襲来時には、ご承知かと思っておりますが、太平洋に面しておりますので、裏側に英虞湾がございますので、そちらの方に避難を余儀なくされているという港でございます。

こういう中で、事業の課題でございます。一応、現在は台風また波浪時におきまして、港内の静穏度、これだいたい 50cm ぐらいに静穏度は確保されております。しかしながら、実は強風による船体への影響を、漁業者の皆さんは懸念をされまして、大きな台風が来たときには、波には何とか対応できるわけですが、風に対する対応という観点から、依然として英虞湾へ避難されている方が多いということになっております。風対策が必要であると。

それから、漁業につきましても、農業と同様の課題を抱えておりまして、漁業就労者の減少や高齢化が進展しておりまして、例えば和具漁港でも 40%以上の方が 65 歳以上という就労者の構成になっておりまして、今後新規就労者の参入を促進する必要があると考え

ております。

そして、85 ページでございますが、課題に対する解決方針といたしまして、まず先ほど申し上げましたように、静穏度についてはある程度確保されているということから、今後は強風に対する対策ということから、防風柵等の設置につきましても、漁業組合等ともよく相談をさせていただきながら、設置の検討を進めていきたいと考えております。

また、これまでいろいろな整備を進めていただきました結果、和具漁港におきましては、他港の大型漁船の寄航とか陸揚げが増加しています。こういうことから、地域が元気になっているという現況が見られております。今後とも、安全な漁港、漁場づくりにつきましても推進してまいりたいと考えています。

あと、この評価委員会でいただいたご意見を、今後ほかの類似の漁港についても、今回の意見を反映できるように検討いたしまして、対策を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(流域整備分野総括室長)

続きまして、88 ページ、河川の事後評価を進めさせていただきます。事後評価をいただきましたのは矢谷川ということで、これは上野北部土地区画整理事業と一体となって進めた事業でございます。事後評価の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める」というご答申をいただいたわけでございます。また、併せまして「今後、都市河川においては、県民が親しめる空間づくりのため、適切な維持管理を行い、河川を活用した環境教育などのソフト事業の推進に努められたい」という付帯の意見をいただいたところでございます。

それで、課題の対応方針ということで、89 ページでございます。現在、維持管理等で地元の住民の方々あるいはNPOの方々に携わっていただける現在の制度といたしましては、「河川等の草刈りの自治会等への委託」「美化ボランティア活動推進事業」「フラワーオアシス事業」、こういうものが現在ありますが、さらなる普及・啓発活動を推進し、行政と住民が連携・協働した適切な管理を努めていきたいと考えています。

また、環境教育等の推進につきましては、河川空間が環境教育や啓発の場としてさらに活用されていくよう、流域内の学校関係者や市民団体等との交流、連携をこれまでも図ってきたところですが、今後も引き続き拡大に努めていきたいと考えております。

また、河川整備計画の策定の際には、地域の住民の方々や市民団体等の川づくりに対する意見や考え方をお聞きし、計画の段階から市民や市民団体との連携・協働をさらに進めながら、河川の適切な維持管理や河川空間の活用等に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

(住まいまちづくり分野総括室長)

続きまして、90 ページの公営住宅整備事業について、ご説明申し上げます。伊賀のネオポリスの中に新規建設をいたしました県営住宅カーサ上野につきましても、ご審査をいただきました。第6回の審査会に掛けた案件でございますが、「県の事後評価の妥当性を認める」というご答申をいただきました。ありがとうございました。

事業の課題でございますが、今後、時代の要請に対応していくということで、公営住宅

のあり方について必要であるというようには認識しております。ただ、先ほどの委員長の総評にもありましたように、現時点では新規の建設とかあるいは建替えという計画がございません。ご意見につきましては、既存の県営住宅の改善というものも行ってありますので、既存ストックの有効活用を図りながら、時代の要請とか、あるいは住民の方々のニーズを反映できる形で努めていきたいと考えております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ここまでで県事業8事業につきまして、事後評価の事業方針を説明させていただきましたが、これまでの説明で何かご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

(委員長)

はい。それでは、68ページ以降の事後評価につきまして、これも一括してご自由に発言をいただきたいと思います。ご意見、ご質問ありますでしょうか。はい。

(委員)

農水商工部に関わることですが、ほ場整備とかかんがい排水事業、いろいろたくさん事後評価を受けておられます。総体的に確かにほ場整備等で田んぼもよくなり、かんがい排水事業で水路もよくなったということは事実なんですけど、できたときから10年間近くたってまいりますと、素晴らしかった所がだんだん見づらくなってきているというのが、どこの地域でも同じ状況だと思います。

それで、確かに今農業大変厳しい状況ですので、この出された意見等にもありますが、なかなか大変な状況だということは理解できます。これ特に農水商工部だけで解決できる問題ではないのかなと。特に、疲弊した村落部をこういった施設をうまく利用して活性化しようとする、もっとあらゆる角度から、高齢化も進んでおりますし、地域のコミュニティとか人づくりをしないと、そういった共同作業ということも現実難しくなっていると思いますので、今農水商工部としての解決方針が書かれておりますが、これからやっぱりもっと幅広い地域コミュニティをつくる部門とか、人づくりとか、環境部門とか、そういったこととの連携を図らないと、どうも解決していかないのかなと。農道についても、多分出来上がると市町に移管をされて、もう農道管理は県でやっていなくて市町にお任せということになってくると、維持管理面なんかでも市町の予算が大変厳しいですから、舗装なんかでも非常に荒れ放題ということもありますので、今後の課題対応については、農水商工部だけじゃなしに、もっと関係する全庁挙げて組織化を図ってやっていくのが、私、いいのかなというちょっと感想を持ちましたので、申し上げておきたいと思います。

(委員長)

はい、どうぞ。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

今、委員がおっしゃられたとおりでございます。生産基盤整備につきましても、早い地区では数十年、30年以上たってきている地区もございます。整備された当時は大変喜ん

でいただいたわけですが、先ほど委員もおっしゃられましたように、やっぱり施設もだんだん老朽化等が進んできております。それから、地域のニーズも、昔は農業サイドに貢献さえすればよかったという面から、今は地域に貢献するような施設ということも求められてきて、そういう要求の精度も上がってきている。こういう中で、今後ともきちっとした農村景観、また生産基盤整備を維持していくということは大変難しいわけです。そういう中では、今後整備を進めていく上においては、例えば機能診断等を進めて、優先順位を決めて、選択と集中を図りながら、全体としての施設の寿命を延ばすということが、コストを下げる1つの手段かなと考えておるのが1点でございます。

もう1点は、先ほど委員おっしゃられたとおりですが、地域の集落機能、特に高齢化・過疎化等が進んでいく中で、その地域をいかにして守っていくか。これは本当に農水商工部だけでできるものではないと考えておるわけです。しかしながら、農水商工部もやっぱり地域の産業を支援していくという役割を担っている観点から、当然主たる責務はあるのかなということで、特に人づくり。私ども事業の中では、例えばきっかけづくり事業。これは農村地域、特に三重県なんかで言えると思います。割と引っ込み思案というか、逆に言うと、自分から手を挙げて「私が」という方は、なかなか農村の中では少ない。思ってみても、なかなか自分から手を挙げられる方は少ないという県民性もございますので、逆にこちら行政サイドからある程度触発するといいますか、きっかけをこちらから示せばそれに乗っていただいて、その地域のいろいろな、例えば昔あった祭りをみんなで1つの目標をつくることによって、いろいろな方が参加していただく。そのことによって、結果として、例えば地域が元気になるとか、そういうようなこともぜひある一定の部分においては、農水商工部も担わせていただいたらどうかと。

もちろん今委員おっしゃられたように、政策部とか県土整備部とか健康福祉部とか、いろいろな所全体としては、当然農水商工部の担える部分というのは少ないわけですが、それでも一定の役割は担わせていただけるのではないかと。こういうこともございますので、県庁内他の部署も一緒になって連携をとりながら、地域の元気づくりに、私どもとしても一定の役割を果たしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(委員長)

ほかにありますか。はい、どうぞ。

(委員)

同じく農水商工部の関連のことです。一度聞きたかったのですが、先ほどちらっとおっしゃいましたけど、県内の農地の荒廃面積は18,000haとおっしゃったんですか。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

今、私どもがつかんでいるのが、県下で約7,000ha余り。水田面積でいくと48,000haぐらいでございます。農地面積でだいたい56,000haぐらいの中で、だいたい7,000ha強が耕作放棄地になっているという状況だと認識いたしております。

(委員)



ありがとうございます。実数で言うと、多分1/5ぐらいはもう荒れてしまっていると思うのですが、もう少し多いんじゃないかと思うのですが、非常に皆さんも日常的に聞く食料自給率の問題ですが、例えば、三重県の食料自給率とかそういったものはつかんでみえますか。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

今、国全体では皆さんご承知のように、だいたい39%ぐらい。これはカロリーベースでございます。今までだいたいずっと40%で来ていたのが、昨年39%まで来た。県内の自給率というのは、生産段階とか消費段階とかいろいろな考え方がございますので、あまり県内の自給率というのは、そんなに国で考えるほどの意味では少し異なる部分が出てまいりかねない。だいたい42%か43%ぐらいになるのではないかと考えております。ただし、若干考え方が国の自給率とは異なる部分もあるということをご承知おきの上で、この数字については認識いただきたいと思います。

(委員)

なぜ聞きたかったのかは、国のレベルよりも三重県の方が多分高いと思っていたのですが、そんなに変わらないというのがちょっと意外でした。いろいろなこの解決方針とかあるのですが、地域連携とか、今後は農家だけでなく各自治会とかJAとかそういった組織と一緒にやっていくというけど、ずっと昔からこういった話、「連携します」と聞いています。ここまで来ましたら、とにかく早くやらないといけないと思います。これは意見として聞いていただきたいのですが、とにかく有無を言わずにどんどん対策は、各部局と連携して本当にやらないと、どうなってしまうのかなと。

この話は、私も農林に関わっている一担い手としても、ずっといろいろな市町なんかでも話しているのですが、何かやっぱり対策が遅いというか、スピーディーさがないというか。本当に真剣に、早急に対策していただきたいなと。引っ込み思案なのは地元の人間ではなくて、担当職員の方も結構引っ込み思案の方多いから、のびのびというか、のろっとしてしまっているのではないのかなという印象もやっぱり受けますので、農地の整備の部分なんかは危機的状況まで来ているわけですから、本当に早急にやっていただきたいというのが、私の希望です。以上です。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

77 ページの一番下をお開きいただきたいと思います。私、先ほどちょっと申し上げました、今委員おっしゃられた活動ですが、「農地・水・環境保全向上対策」という表現が書かれていると思います。これは平成19年度から本格的に始めたんですが、平成19年度、実は農水商工部全体で一生懸命普及啓発に走っておりまして、単年度から今年現時点で約11,300haぐらい、そういうところで取り組んでおりまして、これは先ほど私申し上げたような、いろいろな活動組織。農家だけじゃなくて、場所によっては自治会とか、PTAとか、消防団の方とか、いろんな方が入っていただいて、その地域の農地、農村景観を守っていかうということで、もう実際に本年度、平成19年度だけで約11,300ha、地区数で現時点で234地区、集落数で317ほどの集落で、今年もう取り組んでおります。事業費と

しても、県が1/4出しているのですが、国、市町のお金も含めると、今年度だけでも約6億円ぐらいのお金を、その地域の活動組織に対しましていろいろなご支援をさせていただいて、今委員おっしゃられたような取組をもう今年度から本格的に始めて、当然平成20年度もそれをさらに拡大しようということで、本庁、地域機関一緒になって取り組んでおります。今後ともしあわせプランの中でも18,000haまで進めたいという目標を持って取り組ませていただきます。委員おっしゃられたとおりですので、私どもとしても今後ともさらにこの部分に重点化をして進めさせていただきたいと思っていますので、ご支援の方よろしく願いいたします。

(委員)

ありがとうございました。もう1つ、最後にすいません。今、国会の方で農地法の規制緩和のことが少し取り立たされていますが、その一部上場企業に対する開放云々に関して、もう既にご存知だと思いますが、そこら辺の展開とか、今後に向けての何かありましたらお聞かせください。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

ちょっといろいろな断片的な情報では聞いているのですが、農地の所有と経営の分離とか、いろいろそういうような断片的な情報は伺っています。まだ確定したものとして、実際私の方でつかんでおりません。この場で本当はもう少しはっきりしたことを申し上げるとよろしいのですが、微妙なナースな所もございまして、ちょっとこの場で断定的なことについては控えさせていただきたいと思います。申しわけございません。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

2つお尋ねしたいのですが、1つは、水源森林総合整備事業というのの事後評価の課題の解決方針という所のご説明がありました。これ確か山崩れとかを防止するような柵を山の中へつくるような、そういう事業の事後評価をお聞きしたと記憶しています。その課題としては、施工箇所の妥当性を確認していくことだというような課題を上げてみえて、それに対しての解決方針で、「荒廃渓流を踏査することにより治山施設の施工箇所の妥当性を現地において検証します」と書いていただいているのですが、この「施工箇所の妥当性を現地において検証します」という言い方は、具体的にどういうことをしようと思ってみえるのか教えていただけませんか。

(森林・林業分野総括室長)

この案件につきましては、山あいの渓流を想定していただきたいと思います。その渓流が豪雨、台風等によって一部土砂が流れます。その土砂が流れますと、山が非常に不安定になりまして、そこへもう一度治山ダムをつくりまして土砂をためることによって、山裾が裾が払われた所に土砂をためることによって、上からの力を吸収しまして、山が安定す

るということにしておりますので、これは現地へ出向きませんと検証ができませんので、そういう意味でここへ書かせていただいているところでございます。

(委員)

事後評価という形だったと思いますので、この又口地区の事業としては一旦終わってからの事後評価をいただいたと思っています。そうすると、今後類似の事業があった場合にはというふうに考えさせていただいてよろしいわけですね。

(森林・林業分野総括室長)

はい。

(委員)

その場合に、施工箇所を決めるにあたっては、県の担当の方が実際に現地の山を歩いて、「ここここここにするのが一番いいかな」というような検証をして、それから計画を立てますというような、そういうイメージでよろしいのでしょうか。

(森林・林業分野総括室長)

現地へ県の職員が入りまして、今おっしゃられましたとおり、確認をするということではしております。

(委員)

事後評価をしていただいて、端的な言い方をすれば、計画をしたときには、「ここここここここが妥当だな」と思って当然していらっしゃるんだろうと、それは大前提だと思うのですが、にもかかわらず「ここじゃなくて、あっちの方がよかったな」という反省点というのか、そういうことというのは、具体的には出てきたりしつつ、こういう事業というのはされているものなんでしょうか。

(森林・林業分野総括室長)

この事業につきましては、平成5年から実施しておりまして、毎年台風が襲ってくる地域でもございます。当然、現地の状況が数年たちますと変わったりしますので、当初計画で現地を歩いたときに、予定していた所がまた状況が変わったりしますので、それは毎年毎年現地を調査していく必要があるということで考えておりまして、必ずしも当初ここにつくと決めた所が適当でない場合も出てまいりますので、毎年度現地へ入るということで計画をしておるところでございます。

(委員)

山がそういうふうな状態だということ、なおかつ今後も結構類似の事業があるということであれば、この場で行う事後評価というものが、一番もしかしたら活かされるタイプの事業なのかなと思ってちょっとお聞きした次第ですが、今のご説明だと、事後評価だけじゃなくて、やっている最中も結構変更と言うとおかしいですけど、検証しつつ場所を変え

たりという検討はしていますよというようなお話に受け取れたんですが、そういうことでよろしいですか。

（森林・林業分野総括室長）

一番当初に計画したときに予算がたくさん付いて、現場が全部何十箇所という工事ができればいいのですが、なかなか予算の都合もありますし、現場の状況、下から順番にやっていく場合もありますので、一度に多数の箇所ができない場合もあります。そんな中で、毎年台風等が来襲してきますので、それについては毎年現場を職員が確認をしてやっていくというようなことでご理解をお願いしたいと思います。

（委員）

もう1つは、和具漁港の所で、台風のときにこの事業を行って、港内静穏度は確保されているにもかかわらず、やっぱり台風のときに英虞湾の方へ避難している漁船が多いんだというお話があって、そういうこともあるので、引き続き浮棧橋を整備したり、漁場整備をしたりしていきたいというようなことが書かれてあるのですが、漁港も多分川とかと一緒に、優先順位というのか、集中と選別みたいなのが恐らく働くんだろうと思います。和具漁港というのは、その中で言うと、かなり力を入れて今からもやっていこうと思っている漁港だと考えてみえるわけですか。

（担い手・基盤整備分野総括室長）

私、冒頭の説明でもご説明申し上げましたように、この漁港は避難港も兼ねておりまして、小さな地域だけご利用いただいている港ではなくて、先ほども申し上げました他の大型漁船等も最近はよく利用されるようになりまして、また逆に避難だけじゃなくて、実際に使っていただいた上で、そこで陸揚げもしていただけると。こういうような効果も出てきておりまして、今後とも非常に特に波浪時等に逃げ込める港としても大切な港です。三重県内におきまして、特にこの地域でいくと、例えば和具漁港、それから南の方へ行くと三木浦の漁港なんていうのは、非常に大切な、地域の皆さんだけじゃなくて、県外も含めた他港の漁船等にもご利用いただける、今委員おっしゃられた中では非常に優先度の高い漁港と、このように考えている次第です。

（委員）

県事業の事後評価全体に関わるコメントです。今、取り上げさせていただいたような場所というのは、多分今後も何らかの事業を起こして、結構なお金をそこへ投入していかろうというようなことが考えられる事業の種類だと思うんですね。そういうものに関して事後評価をするということは、私、何かの事後評価のときにも意見書の中で表現させていただいたと思いますが、ある事業をして、当初思っていたほどの効果がたまたま得られなかった事業があったとして、そのこともそれはそれとしてしっかり評価をしていただきたいなという思いを非常に強く持っています。

こういうふう考えたけれども、実はある意味これはちょっと失敗だったなということまで含めて把握していただくということが、その次にその失敗なり落ち度なりを繰り返さ

ないために、人はやっぱり落ち度で成長するものだと、我が身を振り返っても思いますので、やはりその辺のところをうまく把握していただいて、特にこういう場に出していただくときに、「実はこれやってみましたが失敗でした」ということは非常におっしゃりにくいだろうということは想像できるのですが、やはりそういう認識をしていただくために事後評価というのがあるんだというふうに考えていただきたいと思います。

そういう意味では、今申し上げたような事業については、例えば和具漁港の漁港修築事業に対する事後評価としては、恐らく静穏度を確保したにもかかわらず、英虞湾に避難している実態があるということ自体、じゃあどうすればよかったのかなということをもう少し考えなければいけない要素じゃないかと思うんですね。そういうことを踏まえて次の所へつなげていただけるとありがたいし、そのためにこそ事後評価があるんだというふうに認識していただけると。解決方針の書き方が皆さん少し違ったんじゃないかなと、今日読んでいて思いました。以上です。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

今、委員おっしゃっていただいた。私も事後評価の重要性、そういうものは今まさにおっしゃっていただいたように、これまでのものを次に活かす。もう反省だけではもったいないので、その事後評価でここでいろいろなご意見頂戴したものを、次からの事業へどのように活かしていくかというのが、一番大切な部分かと思っております。

和具につきましても、そういう観点から、これまで静穏度だけという話があったのですが、まず第一義的には静穏度が確保されないことには船が入れませんので、まず静穏度ですと。それで、今後はソフト対策。単にこれまでのどちらかと言えばまずハードの方がまず第一義的にやってきたわけですね。これからは風対策、これからは使いやすい。例えば、女性の方とか高齢者の方が、どんどん漁業就業者の中でも増えてくるわけですが、現実の問題としては、そうすると、これからはハード事業に偏重するのではなくて、いろいろな面でソフト対策にも切り替えていかないと、実際に使われる方にとって使いやすい、また消費者にとって安全で安心な良質の蛋白源でございますので、そういうものが安定的に県内に供給されるような体制、特にソフト対策についても、これから単に漁港の整備だけではなくて、いろいろな観点で取り組んでいくと。その中におきましても、今おっしゃられたような、今回の事後評価、特に次に活かしていくということが大切ではないかなと考えています。ちょっと答えから外れる所があるかもわかりませんが、私としてはそのように考えております。以上でございます。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。では、78 ページ、かんがい排水の中勢地区の所ですが、事業の課題で2つ目の黒ポチ、「野菜などの云々」と書いてあります。説明の中に、当初は収益の高い野菜を導入するという計画だったんだけど、転作関係で大豆とかそういうものが多くなって、結果的にあまり収益が上がらない。当初の予想のベネフィットが出なかったという説明を聞いたと記憶しています。簡単に言うと、自前で野菜をつくるより、転作奨励金を取るというふうに流れているんだらうと思いますが、そういう状況の中で、今から地域に合った作物、多分野業のことを想定されているんじゃないかと思いますが、そ

ういうものに力を入れていくというのは難しいんじゃないかなと。要するに、実態でうまく行ってないにも関わらず、もう一回同じ方針の対応をうまく行かすという方針になっているように思うんですね。これは相当なてこ入れをしないと、こういう論理にならないんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

実は三重県は、ほとんどがこれまでは第二種兼業。今は言い方変わっておりますが、第二種兼業が80数%ということで、専業農家が非常に少ない県でございます。そういう中で、これまでどちらかと言えば、水田一辺倒という営農体系が多かったわけです。この中勢地区についても昔はそうだったわけですが、今現在三重県、委員長おっしゃられましたように、麦とか。例えば、中勢地区だけでございませませんが、三重県全体で申し上げますと、今48,000haぐらいある中で、約31,000haほど水稲がつくられております。それから、それ以外に、例えば小麦が5,300haほど。それから、大豆が約2,700haほどつくっている。昔で言うと、管理だけをやってたんじゃなくて、実際に米をつくらない所では、例えば集団転作という形で小麦とか大豆がつくられておりました。

それから、今おっしゃられました野菜等につきましても、やっぱり担い手農家をこれから育てていく必要がある。認定農家というような言い方。今、三重県で2,100余りの認定農家の方がお見えになるわけですが、やっぱり認定農家をはじめといたしました担い手農家を育てていって、産業として。やっぱり大面積で、今委員長おっしゃられたような野菜等をやっていくのは、非常に難しい部分があるわけですが、それでもやっぱり今消費者の方のニーズは地産地消ということにも非常に強い関心もいただいております。フードマイルという言葉もございまして、やっぱりその地域で取れたものを食したいという一定のニーズはあるわけですので、そういうものに対しても、必ずしも野菜だけで生計を成り立たせるといというのは、委員長おっしゃられたように、労力の割に収益が少ない。特に、野菜なんかは値段の暴騰、暴落というのが非常に激しい、非常に不安定な作物でございますので、それでもやっぱり先ほどボツの2番目に書いてありますけど、消費者のニーズを捉えれば、一定の収益を得られるという可能性はあるわけですので。ただ、たくさんの方が大々的に、例えば愛知県とかそういう所のように大産地というのは難しいかもわかりませんが、やっぱり知恵と工夫を今後農業にも十分必要なことかと思えます。知恵と工夫を活かして、それから消費者のニーズの変化を早く捉えて、そういうものに対応していくような形で、やっぱりお任せの農業じゃなくて、これから主体的な自立した経営体を、県としてその条件整備も進めながら、そういう農家を育てていきたいなと考えているところでございます。

(委員長)

方針はまったく同感で、そのようにやっていただきたいのですが、先ほど農業を振興するためには他部局との連携が欠かせないという委員からのご提案があったのですが、その前に農業内部でちゃんと政策を整理する必要があるんじゃないかという趣旨なんです。要するに、ほ場整備事業を成立させるために、ベネフィットが上がるように野菜生産なんかを見込んで事業を計画しているわけですね。一方で、転作奨励金を出して、そういう農業よ

りも安易に流れるような政策を打っておいて、ほ場整備事業はなかなか難しいのではないかとと思うんですね。

だから、事業を成立させることだけが問題ではない。やっぱり農業生産そのものが振興される必要があると思うんですね。そういう意味で、まさに担い手を育成するというのは重要な課題だと思うのですが、農業内の施策自体で矛盾しないような政策をとらないといけないんじゃないか。答えは非常に難しいと思いますが、一方では2兼農家なんかをそれなりに農業生産の担い手になっておられますから、そういう人たちを農業環境、水田を維持してもらうためには転作奨励のようなものを出すとか、受委託で動かすとか、そういう意味では重要な施策だとは思いますが、一方ではこのような野菜などの農作を新規に導入するという話と矛盾してしまうのではないかと。この前の事後評価のときにそういう印象を持ちました。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

もちろん県としては、今構造政策を進めようとしています。その中身というのは、今委員長おっしゃられたように、意欲ある経営体、自立した経営体を進めるということで、認定農家とか集落営農を進める。一方で、そういう担い手を進める。もう一方では、今委員長おっしゃられたように、売れる作物。要するに、消費者のニーズに合ったものをつくるようにということで進めている。例えば、ほ場整備事業につきましても、これも汎用田をつくるということで、従前ですと、例えば水田、米しかできなかった所を、汎用田にしまして裏作ができるようにする、それからいろいろな野菜もできるようにすると。

ただし、先ほどからおっしゃられている、確かにここに書かせていただいているような野菜とかそういう商品作物に近いようなものの導入が遅れていると。これは確かかと思えます。それはどうしてもやっぱり手間が普通の稲作に比べまして非常に労力がかかる。それから、先を見る力がある。いろいろな要求される能力も高いわけですね。そういう点から、今委員長おっしゃられたように、確かに導入が遅れている部分があるかと思えます。だけど、特に矛盾しているというふうには、私の理解不足かも知れませんが、野菜等の導入が遅れているというのは確かかも知れませんが、矛盾しているというふうにはちょっと捉えてない。それは私の理解不足かも知れませんが。

(委員長)

前回の説明あったのは、このかんがい排水事業、この事業を計画したときに、生産効果として、こういう品目でこんな収益を見込むという当初予定があって、現実には麦とか大豆の方が多くて、野菜はあまり多くない。結果的には当初の見込みよりも少なくなったという報告があったんですね。その理由は、転作奨励の方に流れたというようなご説明だったと記憶しています。そういう経済条件があると、野菜振興、野菜の新規作物を導入しようとしても、なかなか難しいのではないのでしょうか。したがって、解決方策として、地域に合った作物の栽培普及を目指す。この方針は非常にいいと思うのですが、どのようにすればこうなるのでしょうか。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

おっしゃられるとおり、非常に難しい面はございます。そのためにも私ども、特に県だけではなくて、課題の解決方針の所にも書かせていただきましたように、特にＪＡ、団体、それからそういう普及センター等とも一緒になって、これからは特にニーズに合ったものをつくっていくと。その中で、野菜は特に先ほども申し上げましたように、非常に市況に左右されやすい作物ですので、導入が遅れているというのは確かです。また、担い手が疲弊してきている。それから、いろいろな面で高齢化が進んでいる。そういう当初に想定した段階から、いろいろな条件が多少変わってきているということも確かでございます。

それであっても、やっぱり県としては、・・・（テープ交換）・・・それでもそれで諦めるということではなくて、今後とも構造政策を進めるという方向に向かって、県としては進めていきたいと考えております。以上でございます。

（委員長）

はい、わかりました。次に、88、89 ページ、河川事業ですが、解決方針として、いろいろなソフトな取組をするという方針が書かれております。河川整備計画の中に、環境とか多様な機能を発揮する河川という位置づけがあるので、こういうソフトな取組というのは、当然重要な施策だと理解しています。ただし、先ほど鳥羽の所でもありましたが、事業として、河川整備事業として、このようなソフト事業が対応可能なんでしょうか。

（流域整備分野総括室長）

今、河川改修事業が主に国からの補助事業でやらせていただいています。その中で、維持管理の部分をどうやっていくのかという話というのはなかりと。維持管理につきましては、補助事業ではございませんので、全部単費対応をさせていただいていると。そのために非常に少ないということで、自治会等へ委託をさせていただいていまして、今、平成18年では201団体へそういう委託をしている。それは、県単事業の中でこういう事業をつくっているということでございます。

それから、あと河川整備計画の策定等につきましては、平成9年に河川法が改正されまして、整備計画の策定にあたっては、地域の方々の意見も聞くというようなことが盛り込まれておりまして、これも作成に要する費用については、補助対象でございませぬので、県単事業の中でやらせていただいていると。調査費でやらせていただいているということで、柔軟に対応しているというのが現状でございます。

（委員長）

河川事業の事業評価の歳に、幾つかコメントがあって、それへの対応方針を今日述べられているわけですね。河川事業として方針の中に幾つか施策が書いてありますが、そういうことをやっていくというふうに理解したのですが、そうじゃなくて別途の単費でやるということなんですか。

（流域整備分野総括室長）

いえ。大きく分けたら河川事業でございますよね。しかし、それぞれの河川事業で今評価を受けているのは、いわゆる工事を実施したハードに対する評価を受けたわけですね。



それを全体を通して見ていただいた中で、河川環境の保全を努めるとか、あるいは親しめる空間づくり、こういったものも必要ですよというようなご意見をいただいて、今後そういうものを一緒に河川行政の中で取り組んでいけというふうに、私どもは理解をさせていただいています。維持管理等につきましては、現在もNPOとか地域の自治会、こういった方々にもう取り組んで進めておりますということを紹介させていただきまして、今後なお一層こういうものを拡大していきたいというふうに考えているということでございます。

(委員長)

そうすると、先ほどの港湾事業のように事業としては対応できないというか、例えば、総合河川整備事業の範疇ではないけれど、河川管理者としては、こういうことをやろうという方針を持っている。そういう理解でよろしいですか。

(流域整備分野総括室長)

先ほどの港湾の事業は、国補の港湾事業の継続事業ですね。それをそのまま歩道をつくれと、海岸事業で歩道をつくりなさいよという提案をいただいても、それは事業の中ではできません。こういうご回答をさせていただいたんです。今回の河川事業も、ハード整備の中で一緒にやっていくというのは、非常に難しゅうございます。やっぱり維持管理等につきまして、草刈りとかごみ拾い、こういったものは地域の皆さんと一緒にしながら。私ども常々言っていますのは、「地域の川は地域へ」という言葉を合言葉に、今そういう展開を進めておるとい状況でございます。これはますます発展させていきたいとおるといことでございます。

(委員長)

だから、同様の整理をすると、県民が親しめる空間づくりのためのソフト事業推進に努められたいというのは、この河川事業の中では限界があるから、河川管理者、河川行政の中でほかのメニューも総動員をしてやります。そういう方針を述べられたということですね。

(流域整備分野総括室長)

そういうことですね。

(委員長)

先ほどの港湾事業の中では、直接やるのが難しいというふうにおっしゃったので、要するに、事業としての方針と、河川管理者としての今後の対応方針と、切り分けて整理した方がいいかなという立場から発言しましたけど。

(流域整備分野総括室長)

ちょっと委員長の意見と違うというか、うまく釣り合っていないんですが、例えば、今港湾の海岸の事業で言われたときに、「河川事業でもって道路をつくりなさいよ」と言われたときには、「それは道路は道路の事業でやってください。河川は河川の事業でやります」

と、こういうことになりますので、「海岸事業で海岸の護岸整備はやれますけども、遊歩道の整備は海岸事業ではちょっと困難ですね」ということを言わせていただいたと。

今、おっしゃってみえる河川事業の中では、護岸の改修であったり、そういったものも当然ありますけど、それと同時に地域の顔は地域でもって、やっぱり皆さんの手を入れながら、河川管理者だけじゃなくして、皆さんの協働の中で何らかやっていきましようということを進めていきたいと。

これも今までも例えば、祓川なんかでは、地域の皆さん一緒になっていただいて、祓川環境委員会とかつuckingていただいて、いろいろな意見を聞きながらやっていますし、これまでつくってききました河川整備計画につきましても、いろいろな団体の意見あるいは自治会からの意見等も取り入れながら、今までもやってきていますし、今後もこういうことは今以上に幅を広げていきたいなと考えています。

(委員長)

それは広い意味の河川事業の中で対応可能である。で、それをやっていきたいということですか。ちょっと理解ができないのですが。

(流域整備分野総括室長)

河川事業というか、河川行政の中でそういうことを回していきたいと考えています。どうしても私どもは事業と言うと、お金が付いて何々をつくるというのが事業になりますので、ちょっとそこは行き違いがあるかなと思います。

(委員長)

だから、港湾事業では港湾という個別事業で対応方針を整理されましたね、この事業については、例えば矢谷川統合河川整備事業という事業の中でここまでできる。

(流域整備分野総括室長)

いえ。矢谷川は、もう既に終わっている川ですよ。ここは終わっている川で、上野北部の土地区画整理事業と一体となって進めた川です。周りは今市街化されまして、いろいろ住宅とか店舗とか張り付いてきているような状況なんですね。そこを再評価受けまして、いわゆる都市につくる河川ですので、周りにようけ人がいるでしょと。そういった中で都市河川においては県民が親しめる空間づくりとか、こういうような付帯意見をいただいたと。それは都市河川だけじゃなくて、ほかの河川にも取り組んでおりますけど、さらに一層取り組んでいきたいというふうな決意を書かせていただいたということでございます。

(委員長)

ちょっと整理させていただきたいのですが、矢谷川統合河川整備事業は、終わってはい入るのですが、こういう事業の事後評価をしたわけですね。類似の統合河川整備事業、別の所でやろうとしたときに、その事業の中で美化ボランティア云々、こういう事業を展開したいと。そういう方針を述べられたんですか。

(流域整備分野総括室長)

いえ、そうではございません。統合補助であろうがなかろうが、いわゆる河川行政の中で、地域の川を守っていく、あるいは空間を活用して地域の皆さん方に利用していただくとか、こういうのは事業でやるのではなくて、河川行政の中の一環として考えていきたいと。それが維持管理であったり、環境学習であったり、そういうことにつながるのかなと考えております。

(委員長)

はい。だいたい理解できてきたのですが、4-1 事業の課題の中で、1行目、2行目あたりに書いてあって、最後に「施設を適切に維持管理していくためにはいろいろな工夫が必要です」と。これは例えば統合河川事業とか、そういう個別事業の中では収まり切らない。それについては、河川管理者としていろいろな事業を活用して、維持管理に努めますと。そういう方針が述べられたという理解でよろしいでしょうか。

(流域整備分野総括室長)

大きな意味でそういうことでございます。

(委員長)

大きな意味。先ほどの個別事業で整備されたのと、今回は河川管理者、河川行政全体で整理されている。その辺の整理の仕方が、我々にちょっと理解しにくいのですが。

(流域整備分野総括室長)

もう一回戻りますが、海岸事業のかもめの散歩道というのは、ウッドデッキを敷いた遊歩道なんですよ。

(委員長)

それはよくわかりました。

(流域整備分野総括室長)

それは海岸事業じゃなくて、ほかの事業か何かでそういう整備できる事業を持ち込んでくださいよと。そういう意味合いで、今そういう事業がすぐにはありませんので、それは鳥羽市なりと話をさせていただいて、「こういう計画があるし、評価委員会の委員方からこういうご意見もいただいています。そういう何かいい事業を仕掛けていただくようなものはないですか」と、こういうようなことはこれから協議をさせていただきたいなというふうに書かせていただきました。

河川事業の方は、矢谷川の事後評価を踏まえて、この矢谷川に係る話じゃなくて、川全体に係る話として、「やっぱり地域の川については、環境にも配慮した川づくり。こういったものが必要ですよ」というようなご意見をいただいたということで、地域の環境に配慮するという形の中では、整備計画をつくる時点で、地域の皆さん方の意見を聞きながら、「ここは昔こういうことがあったんよ。だから、こういうものを大切にしていかなけれ

ればいけないのよ」。こういった意見を聞きながら、取り入れられるものは取り入れていくというふうな形の中で取り組んでいくというのが趣旨ですし、維持管理については、草刈り等については予算面の話もありますので、地域の自治会の皆さん方をお願いをしながら一緒にやっていると。こういったことでございます。

(委員長)

はい、わかりました。要するに、河川の活用という提案というか意見が我々から出されたので、それに応えるためには、河川行政としてこういう対応ができるよという回答をしたという意味ですね。要するに、河川整備事業を超えた提案をいただいたので、ここに書いてあるような対応方針を整理していただいたと。そういうことですね。

(流域整備分野総括室長)

先ほど言った大きな意味というのは、そういう意味でございます。

(委員長)

わかりました。それを先に言っていただくとわかったのですが、よろしいでしょうか。では、ここで少し休憩させていただきます。

(公共事業運営室長)

委員長、以上で県事業の18件が終了しましたので、市町等の事業方針説明に入ります前に、35分まででよろしいですか。10分ちょっといただくということで。それでは、15時35分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは、休憩前に引き続きまして再開いたします。ただ今より市町等の再評価対象事業につきまして、それぞれの対応方針とそれぞれの市町の取組を説明させていただきます。なお、説明は鳥羽市、津市、四日市市、桑名市。今日来ていただいた方順番にやっていただきますが、ちょうど再評価として12本ございますので、6本目終わった所、ちょうどいなべ市の所で一度間を置きまして、そこで質疑応答。それから、また残りの6本をやりたいと考えております。よろしく願いいたします。それでは、鳥羽市の広域漁港整備事業の方からご説明よろしく願いいたします。

(鳥羽市農水商工観光課長)

お忙しいところ、どうもありがとうございます。鳥羽市役所の農水商工観光課の山本でございます。よろしく願いいたします。座って失礼させていただきます。お手元の資料の21ページからでございますが、内容につきましては、22ページ、23ページをお開きいただければありがたいと思います。

今回の広域漁港整備事業で菅島漁港の整備をさせていただくわけでございますが、平成

19年8月28日の第3回の委員会でご意見をいただきました。私どもの事業につきましては、「事業が相当程度進捗し事業効果の発現を促す必要があることから事業継続を了承する。ただし、事業効果の発現のため、漁業及び観光振興に資する施策の確実な実施を求めるものである」ということでご意見をいただいております。

今回の私どもの菅島の広域漁港につきましては、離島の菅島でございますが、民家が非常に谷沿いにごさしまして、平坦地の少ない漁村でございます。現有施設の中では、漁業関係の係留施設、漁港用地が不足しておりまして、出漁及び漁船の停泊、漁具の保管・修理に支障をきたしておりますことから、施設の整備が望まれてまいりました。本地域におきましては、集落付近に整備できる海岸部が非常に少ないことから、漁港前面の防波堤を利用して、人工的な地域を展開し問題を解決するというを目的に事業を進めさせていただいております。

係留施設・漁港用地の不足を解消しながら、安全性かつ利便性の向上を図るための整備が必要でございますので、当事業の継続を実施してまいりたいと考えております。

今の事業の大きな課題でございますが、現在事業といたしましては91%完了しております。既設防波堤を利用して造成された用地、岸壁、海水浴場、バリアフリーを考慮した多目的なトイレでございますが、現在交通手段が船舶しかございませんことから、利用が進んでおりません。また、安定した陸揚量、後継者の確保、新たな観光客の誘致が重要な課題となっております。

これらの課題を含めまして、今後の解決方針でございます。平成20年度、今年でございますが、橋梁を完成させていただきます。これによりまして、車両、徒歩により上記の施設が利用できるようになりますので、施設の有効活用を図ってまいります。今後におきましても、地元関係者からの意見聴取を行いながら、利用形態の変化への対応、社会情勢の変化等を踏まえながら、総合的な計画を進めてまいります。安全安心な環境を創出するとともに、水産資源の増殖から、漁獲、陸揚げ、流通水産物供給システムの基盤としての効果的な整備を進めてまいりたいと考えています。

雑駁でございますが、以上でございます。よろしく願いをいたします。

(津市下水道管理課長)

津市の下水道管理課長の鈴木でございます。よろしく願いいたします。失礼してちょっと座らせていただきます。それでは、恐れ入りますが、お手元の資料26ページをお願いしたいと思います。下水道事業102番中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)流域関連公共下水道津市(汚水)についてご説明申し上げます。

平成19年12月21日開催の第7回公共事業評価審査委員会におきまして、上位計画であります三重県中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)と関連して、一体的に整備を進めております流域関連津市公共下水道(汚水)につきましてご審議いただきました。その結果といたしまして、「現事業計画の見直しのスケジュール、見直しの方針が確実に履行されることを条件に、事業継続を承認する」とのご答申をいただいております。併せまして、「市町が策定する事業計画を流域別下水道整備総合計画及び事業計画に速やかにかつ適切に反映されたい」とのご意見をいただいたところでございます。

本市といたしましては、下水道整備は、伊勢湾や河川などの公共水域の水質保全や生活

環境の改善に欠かすことのできない重要な事業と考えておりまして、昭和 56 年度から事業認可を受け、現在 2245.5ha の区域を事業化いたしております。

事業の対応方針でございます。委員会でいただきましたご意見を踏まえまして、上位計画の「流域別下水道整備総合計画」と連携を図り、社会情勢の変化を取り入れ、効果的かつ効率的な事業計画となるように、全体計画を見直す所存でございます。今後につきましても、そのときどきの社会情勢の変化、市民ニーズに注意を払いながら、市財政状況を考慮しつつ事業を継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

( 四日市市経営企画課副参事 )

四日市市上下水道局管理部経営企画課の稲垣です。よろしくお願ひします。座って失礼します。

資料はお手元 30 ページになりますが、下水道事業 103 番北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連公共下水道 四日市市（汚水）につきましては、平成 19 年 8 月 8 日に開催されました当委員会にて再評価をご審議いただきました結果、事業継続を了承いただきました。

本事業は、四日市市北部地域における住民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などに貢献しています。事業進捗に対しては、住民の理解や協力も得られ、生活に密着した公共事業として整備を進めているところです。

今後の整備予定区域からは、早期の整備要望もいただいている現状であり、アクションプログラムの活用により、事業効率に配慮し、コスト縮減を積極的に実施していきたいと考えています。また、8月の委員会の際には、普及促進などに対していろいろなご意見もいただきありがとうございました。今後もよりよい手法の検討ならびに経営の改善を続けていきたいと考えております。

以上のことより、改めてにはなりますが、本事業につきましては、今後も効率的・効果的に継続して実施いたします。以上でございます。

( 桑名市下水道課長 )

桑名市の下水道課長水谷でございます。よろしくお願ひいたします。座ってご説明させていただきます。桑名市の取組につきまして、34 ページ、35 ページをお願ひしたいと思います。下水道事業 104 番北勢沿岸流域下水道（北部処理区）流域関連公共下水道 桑名市（汚水）について、ご説明させていただきます。

平成 19 年 8 月 8 日に開催されました、平成 19 年第 2 回の当委員会におきまして、再評価の結果、事業継続を了承いただきました。

本事業につきましては、三重県が実施いたしております北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の関連公共下水道（汚水事業）といたしまして、北勢地区北部沿岸流域の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、生活に密着した公共事業といたしまして、下水道整備推進を行うことを目的とし、普及拡大を進めておるところでございます。

本事業におきまして、上位計画であります「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」と整合を図り、昭和 51 年度に着手いたしました。全体計画面積 3,203.8ha に対しま

して、平成 18 年度末の整備面積は 1,560.9ha、整備率にいたしまして 48.7%となっております。事業進捗の支障となるような変化はなく、事業は順調に進行しており、また、事業に対する住民の理解や協力も得られているとともに、ニーズも高まっていることから、本事業を継続していく所存でございます。

事業の課題といたしまして、本事業は、当委員会で事業継続の了承をいただきましたが、近年の厳しい財政状況から、建設費及び維持管理費の効率的な事業執行を図ることが課題となっております。

アクションプログラムを基準といたしまして、事業効果の高い区域を優先し施設整備を図るとともに、コスト縮減を積極的に実施することによりまして、本事業を効率的・効果的に推進してまいりたいと思っております。

続きまして、36 ページ、37 ページをお願いいたします。事業名、下水道事業 105 番の北勢沿岸流域下水道（北部処理区）流域関連公共下水道 桑名市（雨水）分でございます。これにつきましては、平成 19 年 8 月 24 日に開催されました平成 19 年第 3 回の当委員会におきまして審議の結果、事業を了承されているものでございます。

本事業におきましては、三重県が実施いたします北勢沿岸流域下水道北部処理区の関連下水（雨水事業）といたしまして、桑名市のほぼ中心部に位置します西桑名排水区を対象として、浸水の防除を図り、市民の生命、財産、安全・安心な暮らしを守るため、その基盤となります甚内ポンプ場の整備及び西桑名排水路整備を着実に進めているものでございます。

平成 9 年度に本事業着手いたしまして、排水面積につきまして 111.13ha、甚内ポンプ場のポンプ 4 台、排水能力は 10.335 $\text{m}^3$ /秒、幹線延長といたしまして 2,140m の整備計画に対しまして、平成 18 年度末までに、ポンプ場の築造に係ります土木及び建築工事を完了いたしまして、現在機械・電気工事を進めております。平成 19 年度末までに、排水能力の約半分であります 5 $\text{m}^3$ /秒を有するポンプ場の施設を完成いたしまして、来年度より供用することとなっております。

本地域につきましては、雨水が溜まりやすいという地形的特性から、浸水被害を幾度も経験いたしまして、集中豪雨やゲリラ豪雨に対する市民の警戒意識は強く、下水道の役割であります浸水の防除への期待は非常に高く、本事業に対する地元の理解は得られております。したがって、事業促進に支障となるような社会的な変化はないものと考えております。また、先ほど申しましたように、事業は順調に進捗しておりまして、本事業を継続して実施していく所存でございます。

事業の課題といたしましては、当委員会で事業継続の了承を得られましたけれども、近年においても浸水被害を経験し、早期の改修が望まれております。しかしながら、厳しい財政状況の中で、多大な費用がかかることが課題となっております。

本事業は、常に全体計画及び全体事業費を的確に把握するとともに、今後の施工実績においてコスト縮減に配慮し、最新技術の動向の把握や知見の収集に努めて、事業の早期完成を目指すよう努力しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

（いなべ市下水道課長）

いなべ市下水道課長の出口です。座って説明をさせていただきます。40、41 ページで

ございます。下水道事業 106 番北勢沿岸流域下水道（北部処理区）流域関連公共下水道いなべ市（汚水）の説明をさせていただきます。

平成 19 年 8 月 8 日に開催していただきました平成 19 年度第 2 回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、事業継続の妥当性を認めていただきまして、事業継続を承認するとの答申をいただきました。

いなべ市下水道事業は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区）に属し、流域関連公共下水道として、市街化区域及び将来市街化が予想される区域の公共用水域の水質保全と周辺環境改善及び居住環境改善を目的に、下水道整備を行うものであります。

対応方針といたしまして、本市では、下水道事業を平成 2 年度に事業着手し、全体計画面積 2,165.1ha に対し、平成 18 年度末には整備面積 2,105.4ha、整備率にしまして 97.2%となっております。事業進捗の支障となるような変化はなく、事業は順調に進行しており、未整備地区もわずかとなりました。今後は残りの地区の整備を進め、平成 22 年度の完成を目指していくところでございます。

事業の課題でございます。事業実施にあたり、当事業の役割及び効果、また、市財政状況を十分勘案し、下水道区域の早期完了を図れるよう事業を進めていくところでございます。

解決方針といたしまして、当事業はいなべ市マスタープランにも上げられており、下水道事業は重要事業と位置づけられております。今後とも、コスト縮減を目的とした工法等を取り入れるとともに、再生材等の活用、入札制度の見直し、事業費の削減などを行い、事業の早期完了に向けて努めていきたいと思っております。ありがとうございました。

（公共事業運営室長）

委員長、それではここでちょうど 6 本、半分終わりましたので、質疑応答をお願いいたします。

（委員長）

それでは、また一括して意見交換したいと思っておりますが、何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

（委員）

菅島漁港の件で、課題の解決方針の中の第 2 段落にて、「利用形態の変化への対応」ということを出されているのですが、この「利用形態の変化への対応」というのは、広域漁港整備の計画であるにもかかわらず、利用形態の変化というのは何を指しているのでしょうか。

（鳥羽市農水商工観光課長）

基本的には変わらないのですが、ただ、漁業の形態がこれから少しずつ変わっていく可能性はあるかと思っております。広域の事業を平成 6 年に立てまして、着手をし 10 年ほどたちましたが、魚種に大きな違いはございませんが、これからまだ少しずつ変わっていく可能性はあるかと思っております。その辺の対応は、今後考えていきたいと思っております。



ところでございます。

(委員)

91%も事業完了していて、「利用形態へ変化への対応」と言うと、これは何を指すことになるのですか。

(鳥羽市農水商工観光課長)

つくる施設そのものも、利用することも大きくは変わっていかないのですが、水産業の振興でつくってきたわけですが、現在これからの私どもの動きの中で、観光との連携を少し強化をしながらやっていきたいと思っております。基本的には水産業の振興の施設として活用しながら、観光産業の中でも活用できるような、そういう融合性みたいなものを図っていきたいというふうには思っております。

(委員長)

では、今の意見に関係しますけど、同じく4-2課題の解決方針の1段落目で一番末尾の「施設の有効利用を図ります」。橋ができるというのはわかるのですが、その上でどんな施設のどんな有効利用をするのか。多分、観光絡みじゃないかなと想像するのですが、具体的な施策のイメージをお願いします。

(鳥羽市農水商工観光課長)

施設そのものは水産施設でつくってきたものですから、出来上がる土地の活用はある程度制約がございます。駐車場用地であったり、加工場の用地であったり、蓄養施設の用地であったり、加工の天日干しの用地であったりということで、用地そのものの利用は変わってはいかないわけですが、平成20年4月22日から、私ども高速船を走らせます。その高速船も使って誘客宣伝事業を実施していく。一部海水浴場を含めた用地をつくらせていただきますので、島へ来た観光客の人たちが釣りも含めて、フィッシングのようなもの、それから、海洋レジャーのようなものも含めて、楽しんで使っていただけるような、そういう取組をできる範囲の中で進めていきたいというふうには考えております。

(委員長)

どうもありがとうございます。今の広域漁港についてはよろしいでしょうか。では、ほかにご意見がありましたらお願いします。では、津市をお願いします。27ページ、解決方針の1段落目の一番末尾ですが、「全体計画の見直しを行います」という、見直しの時間的な予定、タイムスケジュールをお願いします。それと、志登茂地区といいますか、北側についてはどうか。その2点をお願いします。

(津市下水道管理課長)

見直しでございますが、この委員会の方で、次回の再評価委員会の方へということございますので、それに合わせた見直しを行っていきたいと考えております。北側の志登茂川処理区につきましては、今のところ終末処理場の方の部分の関係もございますので、その

事業の方向性を見極めながら、またそれにつきましても考えていきたいと。かように考えております。

(委員長)

ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。では、桑名市、お願いします。36ページ、4.再評価評価事業の対応方針の1段落目に、ポンプ場整備の現況等が書いてあるのですが、排水路については今どんな状況で、今後どういう予定で整備が進むのでしょうか。

(桑名市下水道課長)

幹線排水路につきましては、来年度より工事の着手を行いたいと思っております。約5年間で1,500mほどの幹線管渠の延長の施工を行いたいと思っております。

(委員長)

来年から5年間で幹線水路は終わる。

(桑名市下水道課長)

はい。来年から5年間の予定で幹線水路の施工は終わる予定をしております。

(委員長)

駅近辺あたりが浸水する可能性が強いので、当初予定してなかった排水路を整備すると見直されたんですね。

(桑名市下水道課長)

当初予定してなかったというのではなくて、枝線の管渠ですね。面整備の管渠について見直しを行って、8年確率の部分で、現在のままの側溝なり水路では対応しきれない分につきましては、幹線ではありませんので、別途施工を行いたいと、再評価の委員会の席上でもそういうふうにお答えさせていただきました。

(委員長)

手順として、ポンプ場の能力を上げて、それから水路を整備するという手順が合理的なんでしょうか。

(桑名市下水道課長)

そうですね。ポンプ場の能力を上げないと、管渠の水が能力以上に来てもらっても困りますので、ポンプ場の能力は今年度完成いたしますので、それに合うような進捗を行いたいと思っております。だから、幹線管渠が整う時期に合わせまして、あと半分のポンプの能力を有しなければなりませんので、それにつきましても設置する予定をしております。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。では、ついでにもう1点、40 ページ、いなべ市ですが、先ほどの委員の質問とよく似ているのですが、いなべ市の場合は、もうほとんど終わっている。整備率 97%と書いてあるのですが、41 ページの課題の解決方針の所には、「今後とも、コスト縮減を目的とした工法等を取り入れる云々」と書いてあって、もう今さら新しい工法を適用するところは本当にあるのでしょうか。

(いなべ市下水道課長)

主にはコスト縮減の方に力点を置いて。

(委員長)

パイプの径が変わるとか、そういうイメージですか。

(いなべ市下水道課長)

そうです。それとか、国の指導でございます人孔のマスの間隔を広く取るとか、そういう所に力点を置くように考えております。

(委員長)

はい、わかりました。

(委員)

それに関連して、入札制度の見直しということですが。

(いなべ市下水道課長)

入札制度の見直しですが、今現在いなべ市は指名競争入札で行っておりますが、今後は一般競争入札も視野に入れて。

(委員)

残り 2.8%の工事に対して入札制度の見直しというのが、私は理解できないです。もう 2.8%しか残っていないのですが、ほとんどもう入札終わっているんじゃないのかなという気がするのですが。

(いなべ市下水道課長)

まだあと計画では平成 22 年度まででございますが、配管の未整備地区もまだございます。管の入札はまだこれから発生しますので、そこで一般競争入札の導入を視野に入れていくという考え方でございます。

(委員)

わかりました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。では、このような対応方針で、着実に事業推進をお願いいたします。ありがとうございました。では、次に行きましょうか。

(公共事業運営室長)

それでは、続いて東員町から順番にまたお願いいたします。

(東員町上下水道課長)

引き続きまして、東員町上下水道課の伊藤でございます。掛けて説明させていただきます。

評価対象事業としましては、下水道事業で 107 番でございます。私どもも北勢沿岸流域下水道の一部にございまして、前回の再評価の結果としましては、継続の承認をいただきましたところでございます。

下水道事業の背景としましては、流域関連に関係してまいります生活改善、公共水域の水質の保全、また生活に密着した公共事業として整備を促進して行うということでございます。

再評価対象事業の対応方針としましては、平成元年より工事を進めてまいりまして、実質汚水が発生する場所につきましては、100%の整備が進んでおるわけでございますが、まだ開発する部分、市街化でも幾つか余っている所がございますので、そこを重点的にまた今後整備の方を進めていくということでございまして、下水道事業に対しての地域住民らの理解なり、いろいろ協力もいただいておりますし、事業に対しての支障もないという状況でございます。

ただ、事業の課題としましては、本当に残り少ないのですが、水洗化の若干まだ未整備分がございますので、早期に 100%まで進みたいというところでございます。

あと、問題の解決方針。先ほどのいなべ市と同じような形ですが、未整備地区というのは少ないところではございますが、新たに整備する必要のある部分につきましては、コストの縮減を積極的に取り組んでいくというところでございます。また、区画整理といいますが、住宅開発の整備がなされる段階に合わせて、うちの方の下水道の整備も一緒にしていきたいと考えておる状況でございます。以上でございます。

(菰野町下水道課長補佐)

菰野町下水道課の水谷と申します。よろしくお願いたします。失礼して座らせていただきます。48 ページ、49 ページでございます。下水道事業 108 番北勢沿岸流域下水道(北部処理区)流域関連公共下水道 菰野町(汚水)でございます。

この北勢沿岸流域下水道(北部処理区)流域関連公共下水道 菰野町(汚水)につきましては、昨年、平成 19 年 8 月 8 日に開催されました第 2 回の当委員会における審査の結果、「事業継続を了承する」というご答申をいただきました。

事業の背景でございますが、下水道は、豊かな自然と快適な環境を守るために欠かすことのできない社会資本でございます。菰野町の下水道事業は、河川等公共用水域の水質保全と周辺環境ならびに居住環境の改善に資することを目的といたしまして、三重県と北勢地域 3 市 4 町によって構成される北勢沿岸流域下水道(北部処理区)に属しておりまして、

流域関連の公共下水道として、市街化区域及び周辺集落の整備を行うものでございます。

事業の対応方針でございますが、本町は、河川等公共用水域の水質保全と周辺環境ならびに居住環境の改善を図るため、平成6年度からこの下水道事業に着手しておりまして、事業着手以来13年が経過しまして、約546.3haを整備し、整備率は35.3%となっております。現在も住民ニーズが高いことから、整備目標であります1,547haの早期整備に向け、当該下水道事業を継続してまいりたいと考えております。

事業への対応方針の事業の課題でございます。再評価書にも記述してございますが、「事業を巡る社会経済状況等の変化」を課題として整理させていただきました。その解決方針でございますが、近年の厳しい財政状況から、建設費及び維持管理費のさらなるコスト縮減、効率的な事業執行に努めてまいり、過大な投資を極力行わないこととしてまいりたいと考えております。以上でございます。

(伊勢市下水道建設課長)

伊勢市下水道建設課長の中村でございます。よろしくお願いたします。失礼いたします。恐れ入りますが、資料の52ページ、53ページをご覧ください。

対象事業109番宮川流域下水道(宮川処理区)流域関連公共下水道でございます。昨年12月21日に開催をいただきました第7回公共事業評価審査委員会におきまして、本事業についてご審議をいただき、「事業継続を了承する」という答申をいただきました。改めて御礼を申し上げます。なお、その際、ここに記載しておりますように、付帯意見を頂戴しておりますことから、その履行に十分努めてまいる所存でございます。

伊勢市の公共下水道は、県が事業を行います宮川流域下水道(宮川処理区)と関連いたしまして、一体的に整備を進めております。昨年度末で22.6%の整備率でございます。

今後の事業の対応方針でございますが、ご指摘いただきましたように、三重県との調整を十分行いまして、整合を図って、事業全体計画の見直しを進め、県とともに今後再評価を実施することといたしております。

そのようなことから、今後、全体計画及び全体事業費について、その妥当性を的確に確認しながら、コスト縮減や代替案の可能性も十分配慮いたしまして、普及率の向上、水質保全と住環境衛生の向上に努め事業を継続してまいります。何卒よろしくご理解賜りますようお願いいたします。以上、ご説明とさせていただきます。

(玉城町上下水道課長)

玉城町上下水道課長の小林と申します。失礼をいたします。それでは、56、57ページをお願いいたします。まず、申しわけございません。訂正の方をお願いいたします。下水道事業109番となっておりますが、110番の間違いですので、ご了解をいただきたいと思っております。宮川流域下水道(宮川処理区)流域関連公共下水道 玉城町(汚水)ということでございます。

昨年の12月21日に開催されました第7回の当委員会におきまして再評価の結果、現事業計画の見直しのスケジュール、見直しの方針が確実に履行されることを条件に、事業継続を承認する旨、答申をいただいております。

本事業は、三重県が実施をいたします宮川流域下水道(宮川処理区)の関連公共下水道

といたしまして、町内の公共水域の水質保全と住環境の改善を目的に整備を行うものでございます。また、下水道法第2条の規定によりまして、伊勢湾等公共用水域の水質環境基準を達成するよう県が策定した流域別下水道総合計画に基づき、下水道の事業認可を受けて事業を推進しております。

本町の下水道計画は、全体計画面積 462ha のうち、玉城町公共下水道といたしまして 178ha を、流域関連玉城町公共下水道で 284ha を整備するものでございます。流域関連公共下水道事業は、平成 17 年 7 月に 146.6ha の事業認可を取得し、平成 22 年度末の宮川幹線の玉城町到達にあわせ整備を進めるとともに、順次認可規模を拡大し、平成 27 年度末に整備完了を目指しております。

現在、事業進捗の支障となるような大きな変化はなく、事業は順調に進んでおります。また、事業に対する町民の理解や協力も得られておりますとともに、ニーズも高まっていることから、本事業を継続していく所存でございます。

事業の課題でございますが、本事業は、三重県公共事業評価審査委員会の意見として、現事業計画の見直しのスケジュール、見直しの方針が確実に履行されることを条件に、事業継続の承認を得ましたので、その意見を尊重して事業推進をいたします。しかし、下水道事業は多額の費用を要することから、建設費のコスト縮減、効率的な事業執行が課題となっております。

課題の解決方針でございます。工事の実施にあたっては、コスト縮減の取組を行っていますが、今後さらに「三重県公共工事縮減に関する第3次行動計画」に基づきコスト縮減に努め、事業の早期完成を目指していきたいと考えております。以上でございます。

(名張市下水道計画室長)

名張市下水道計画室長の三河内でございます。ただ今より事業方針について説明させていただきます。対象事業は、下水道事業 111 番名張市単独公共下水道(中央処理区)汚水でございます。

委員会意見としては、平成 19 年 9 月 14 日に開催されました第 4 回三重県公共事業評価審査委員会における再評価審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご意見をいただきました。

下水道事業の背景についてですが、下水道は、豊かな自然と快適な環境を守るために欠かすことのできない社会資本で、公共水域の水質保全や生活環境の改善を担う事業です。陽光、空気、水などの自然環境に恵まれた名張市において、下水道の整備と維持は、居住型都市空間を存続していくために必要不可欠な事業でございます。

次に、対応方針でございます。少子高齢化等の社会経済情勢等の変化に適切な対応をしつつ、持続的な都市基盤整備を進めていく中で、公共用水域の水質保全や公共下水道未整備市街地域の生活環境の改善、開発住宅団地の汚水施設の老朽化への対応を目的に、事業継続していく所存であります。

次に、事業の課題です。平成 10 年に事業着手し、平成 18 年 3 月 31 日に供用開始しましたが、3 系列(汚水処理能力 26,300m<sup>3</sup>/日、計画処理人口 48,050 人)までの土木・建築設備と 1 系列(7,500m<sup>3</sup>/日)までの水処理機械・電気施設、管渠整備費のイニシャルコストが投じられており、これらの費用は当市においても多額の財政負担となっております。

課題の解決方針でございます。下水道施設の稼働率を早期に高め、使用料収入を安定させることが、課題の大きな解決策と考えています。このために、初年度 20%程度であった旧町等の既成市街地の普及率を向上していきます。そして、下水道で整備するとした都市計画決定区域内において、開発から約 40 年経過している桔梗が丘住宅団地、富貴ヶ丘住宅団地等の 10 箇所の住宅団地の汚水施設（管渠）は、現在 257ha の整備ですが、平成 27 年度までに計画的に整備して、公共下水道へ接続していきます。

一方で、中央処理区に統合した旧北部処理区域の 10 箇所の住宅団地の汚水施設（管渠）は、後年度の平成 28 年度から、公共下水道に接続して整備していく計画としています。これらの住宅団地の汚水処理施設（大型合併浄化槽）の経過年数は、公共下水道に接続するころには、40～50 年も経過し耐用年数を超えていくため、施設の能力に支障が出てくる恐れもあることから、関係住宅住民への説明とご理解を得ながら、汚水処理施設を管理する住宅団地開発業者または自治組合とも連携協議していき、公共下水道接続までの間において、これらの下水道施設の適切な維持管理運営が行われていくよう対応していきます。どうもありがとうございました。

（四日市港管理組合経営企画部次長）

四日市港管理組合の平手です。よろしく申し上げます。64 ページ、65 ページをお願いいたします。112 番四日市港海岸です。

四日市港海岸につきましては、昨年 7 月 13 日に開催されました第 1 回の委員会におきまして、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」とのご答申をいただきました。誠にありがとうございました。なお、その際、「県民に対する責任を果たすため、わかりやすい説明に努められたい」とのご意見をいただいたところでございます。

四日市港海岸の事業の背景でございます。昭和 34 年の伊勢湾台風後に築造された堤防でございまして、近年、老朽化等の機能低下が見られております。このため、三重県と合同で海岸整備アクションプログラムを策定いたしまして、効率的・効果的に海岸整備というものに努めております。また、とりわけ近年大規模地震というものが言われておりまして、耐震性を確保するための事業を実施してきているところでございます。

再評価対象事業の対応方針でございますが、以上のような事業の背景もございまして、事業効果の早期発揮が求められているため、今後も効率的・効果的な投資に努めるとともに、コスト縮減を図りながら事業を継続して実施していきたいと考えております。

事業の課題といたしましては、「県民に対する責任を果たすため、わかりやすい説明に努められたい」とのご意見をいただきました。今回の説明では、全体計画と評価対象となります箇所の説明が混同しわかりにくく、また、耐震対策と液状化対策との関係についても理解が得にくいものがあつたところでございます。このため、今後の再評価の説明における課題を、「県民に対する責任を果たすためのわかりやすい説明」であると考えさせていただきます。

このため、今後は全体計画と評価対象となる箇所について、わかりやすく説明するとともに、耐震対策につきましては、対策工法や効果について専門的な言葉を多用しない説明を心がけまして、さらに評価委員会だけじゃなくて、地元説明等におきまして、わかり

やすい説明に努めてみたいと思っております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

以上で説明は終わりましたので、また質疑の方、よろしく願いいたします。

(委員長)

はい。まず最初に事務局に、すべての資料の2番目委員会意見の所で、本委員会を「再評価審査委員会」と書いてある資料が多々ありますので、統一して修正しておいてください。さて、ただ今ご説明のありました東員町から四日市港管理組合まで、また自由にご発言いただきたいと思えます。はい、どうぞ。

(委員)

東員町の44ページについてお聞きしたいと思います。5-1事業の課題の所で、「自然環境に十分配慮し」というのが、ほかの市町の所には書いてなかったものでちょっと興味を持ったのですが、この「自然環境に十分配慮し」というのは、工法ですとかそういうのにか何か自然に対して配慮したものがいいのか、あるいは工事の区間に特別に貴重種か何かかいて配慮する必要があるのか。ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

(東員町上下水道課長)

具体的にこれといったものは現実にはないのですが、要するに、整備していく中で、下水道の整備するマンホールの位置とか、工事していく中で自然を破壊せずに何らかの形で整備を進めていくというような、大きな意味での自然への配慮でございまして、具体的にということはないのですが、なおかつそれに一番自然環境に十分配慮するという部分では、即座に整備をしましたらすぐに接続、家庭内の宅内工事を、水洗化をすぐに図っていただくということが中心になるという考えではあります。

(委員)

そうしますと、今のような取組というのは、ほかの市町、特に書いていらっやらないのですが、全部の市町にお聞きするわけにはいかないもので、例えば伊勢市、割と歴史的な所で文化財も多くて、いろいろな配慮が必要なのかもしれないですが、例えば自然に関する配慮とかいうところを意識して、工事とか、今東員町がおっしゃられたようなことに取り組んでいるとか、そういう事を考慮されて事業に取り組んでいるのでしょうか。

(伊勢市下水道建設課長)

特環事業の方で内宮周辺の整備を過去にしておりますが、やはりマンホール蓋等に舗装の合材と同様の材質を使ったマンホール蓋を使用するであるとか、施設については伊勢の伝統的な建築の意匠に合わせた施設整備をするとか、そういうふうな形で配慮しております。もちろん風致地区もたくさんございまして、そういった処理場の建築に関してもそういったまちづくりとの整合を図りながら進めていくという姿勢で進めておるところでございます。



(委員)

伊勢市と玉城町にも関わることですが、ちょっとこのときいなかったもので、議論されたかわからないのですが。この委員会でスケジュール、あるいは事業計画の見直しを担保にしたような意見が出されているのですが、伊勢市、玉城町等の下水道計画の見直しをした結果をもって、流総の計画の変更がされると思うのですが、この計画の変更の期間と、国なんかの変更認可を取るための期間等によって、伊勢市の場合は、変更の期間中にも事業を進められるというふうなことをちょっとここに、「過大投資にならないような状況で工事を進める」ということを53ページに書かれているのですが、こういうことは可能なんですか。時期、見通しと、流総の変更に認可が下りる見通しと、伊勢市ができるのかどうか。その期間中に変更の作業策定中でも工事が可能かどうか。その辺を教えてくださいと思います。

(伊勢市下水道建設課長)

まず、全体計画の見直しですが、既に内部的には着手をいたしまして、今月から県の方とも調整に入らせていただいております。それで、見直しの業務自体は来年度を中心に、来年度末までに見直しの主としては作業を進めてまいります。当然、県との連携、調整というのは非常に重要な点になってこようかと思っておりますので、密にいたしまして、頻繁に調整してまいりたいと考えております。

それから、現在第2期事業を進めているわけですが、投資コストのかけ方でございますが、見直した諸元、人口をはじめとしたさまざまな諸元を設計にいち早く取り入れまして、過去の数字を使うことなく、見直した数字を採用いたしまして、設計に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(委員)

ちょっとわからないものですから。流総の上位計画の変更認可が下りなくても、市町の下水道の変更計画が立てられるのかどうか。その辺がちょっと聞きたかったのですが。当初の計画の今現在の下水道計画のままで工事を進めるということでやっておって、流総の変更認可が下りなくてもいいのかどうか。その辺を聞きたかったのですが。その辺は可能なんですか。

(伊勢市下水道建設課長)

私ども、まず大きな計画と事業計画というお話かと思っておりますが、この点についても、現在県の方とどういう形で調整が取れるかということについて、お話し合いをさせていただいているところでございます。

(公共事業運営室長)

よかったら県からスケジュールだけちょっと言ってもらえるとありがたいけど、よろしいですか。

(下水道室)

失礼します。下水道室です。流総計画につきましては、来年度をめどに作業の方を進めておりまして、それと別に各市町が事業をやっていただくにあたっては、先ほどから事業計画という話があるのですが、これは事業認可でございまして、これを取っていただいて、その事業認可に基づいて工事をやっていただくということでございます。流総計画は、第7回のときにもご説明申し上げたんですが、非常に承認をもらうまでに時間がかかっているような現状もありまして、それと事業認可を並行して進めることもあります。当然、流総計画と整合を図りながら進めているのですが、事業認可を取れば事業はできますので、今事業計画の方は伊勢市等とも調整をさせていただきながら、県の事業計画も来年度、若干再来年度にかかるかもわからないですが、伊勢市と歩調を合わせながら進めるように、今調整をさせていただいております。

私どもの方のご説明のときでも申し上げたのですが、平成22年度にはその事業計画、人口減少等を踏まえた事業計画でもって再度事業評価を、平成22年度までに受けさせていただきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかよろしいですか。はい、どうぞ。

(委員)

菰野町にお尋ねします。49ページの5-2の所で、「維持管理費の更なるコスト縮減」ということ書かれておるのですが、これは完成総費とかそういうのが削減できるわけですか。どのぐらいこういうことをやれば、当初の計画より削減できるという、そういう金額的な計画もお持ちなんですか。

(菰野町下水道課長補佐)

維持管理費につきましては、ただ今現状の中でも、例えば外部委託を推進させていただいたりとか、維持管理費のコスト縮減には努力しておるところでございますが、今後、また新たな手法等が出てまいりましたら、それを取り入れさせていただいて、コスト縮減につなげていくというところで書かせていただいておりますので、具体的にこれだけの費用が削減できるという具体的な数値は、今のところ持っておりません。以上でございます。

(委員)

その数値的な裏づけがなく、ただ単にここの課題の解決ということで、こういうことでコスト縮減ということで、文章を見た限りでは非常にいいのですが、実際の裏づけがないと、きちっとこういうことをやることによって、当初の計画よりこれだけ削減できますという何かが必要じゃないかという気がします。

それから、もう1点。今、35.3%という整備率なんですが、今供用されている各家庭の

下水道料金ですか、その料金は将来的にも現状維持でいいわけですか。それとも、例えば赤字になったときは、一般会計から負担するのか。それとも受益者の下水道料金を上げるということで検討されているわけですか。

(菰野町下水道課長補佐)

ただ今のご質問でございますが、今現状につきましては、維持管理費については使用料で回収させていただける状況でございます。ただ、資本費を加えた部分になってきますと、使用料だけでは回収できない状況になっております。その点を踏まえまして、当然一般会計から繰り入れさせていただく部分につきましては、基本的に繰り出し基準というのがありまして、公費で負担する部分の繰り入れについては、当然いただかなければならない。すなわち使用料を充てて賄うものではないものについては別といたしまして、使用料で回収していくべき部分につきましては、今後、住民等にご説明申し上げて、段階的に引き上げていかなければならないという議論をさせていただいた上で、段階的に引き上げをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(委員)

私もコスト縮減ということがあちらこちらに書いてあるので、どこということはないですが、コスト縮減について質問したいと思います。今、去年の秋にコンクリート上がっておりますし、この春に鉄が上がると言っていますし、塩ビは当の昔に上がっていますし、値上がりするものばかりで、この状態のままでコスト縮減ができるというふうには、私は到底思えないんですね。ですから、やるはずだったエリアを小さくするとか、管渠の延長の長さを短くするとか、そういうかける方の数値を小さくするしか方策はないんじゃないかというのが、ごくごく単純に素直な反応なんですが、それをもってしても減らすとおっしゃらない中でコスト縮減をされるというふうに、皆さん解決方針に書かれているのは、何か素晴らしい裏の手でもあるのか。あったら教えてほしいなということで質問させていただきます。

(名張市下水道計画室長)

名張市は、コスト縮減とは書いてないのですが、20年間分の計画で住宅団地を入れていく中で、使用料とか処理場の維持管理費とか、施設職員費とかの電気代とか薬品代とか考えている中で、多いときで3億円ぐらい、少ないときで1億5,000万円ぐらい一般会計から繰り入れていただくということで、方針は説明していますが、今言われましたように、管渠工事とか第2系とかの水処理機械の工事費のコストが上がっていくのではないかとことはちょっとシミュレーションには入れてないものですから、一般財源からの繰り入れにも限界があります。それについては支障のない範囲までは入れてもらおうと思っているのですが。

コスト縮減は工事の中でいろいろ比較して、なるべく工事費が安くなるようには工事していますが、なかなか下水道工事というのは、道路の中に管を入れたり、宅内公共マスまで工事して、どうしても管渠工事費がコスト高になりますので、初期投資がどうしても高くなるということで、料金設定も名張市は県下で2番目ぐらいに高い料金を設定しており

ますので、10年間は見直しはしないということで話していますので、供用開始して3年目、4年目で料金を上げるというわけにはいきませんので、委員おっしゃられるように、管渠布設の面積がちょっとずつ、95%、90%というふうに、布設工事のスピードが落ちていくのではないかなと、今正直なところ、そんな気持ちでいます。

(委員長)

隣の玉城町。

(玉城町上下水道課長)

コスト縮減の方法、先ほど委員言われましたように、その辺を言われると非常にきつい所がございますが、管径を当初の部分より多少小さくするとか、玉城町の場合、いろいろ地形的な部分もございまして、マンホールポンプ等を据えつけるという部分も起こってくるわけですが、その辺をできるだけ高低差をうまく利用して、自然流下を取り入れて、マンホールポンプの設置度合いを低くするとか、玉城町の場合も今まで指名競争入札でございましたので、その辺の改革によって入札金額が下がるという方法も考える1つと考えておりますので、その辺でのコスト縮減もできるのではないかと考えてはおります。

(委員)

やっぱり材料費がとても高騰していて、上がらないのは手間賃だけなんですよね。全体の工事費は、多分何をもってしてもきっと上がってしまうだろうなという予測が容易につく状況の中で、マンホールの個数を多少減らしたからといって追いつく話ではないんじゃないかという非常に心配。そういうふうに社会施設整備を風呂敷を広げれば広げるほど、やっぱり建設費のちょっとしたアップもすごく大きく返ってくるし、今見せていただいでいて、7割、8割超えて整備が進んでいる地域というのは、今後はメンテナンスのことを未来永劫考えていかなければいけないということが起こってくるわけです。

下水道の事業というのは、本当に恐いことだらけだなと、いつもお聞きしているたびに思うのですが、そういう話を今この場でしていても仕方がないので、走り出してしまった以上、やはり快適な生活環境を維持できるだけはぎりぎり頑張っていたきたいと思うのが、本心なんです。やっぱりこれから出てくるメンテナンスについても、かなりお金のかかる話がどんどん出てくるだろうなと思いますし、いつもこの場で思うのは、コスト縮減ということを課題の対応方針の所によく書いていただくのですが、公共事業の工事費の決まり方ということを考えると、なかなかそこでコスト縮減という、私の感覚で言うコスト縮減ということが、果たして可能なのかなという気もいたします。税金を使って大きな事業をやってみるわけですので、コストの考え方というのを本当にきちんと腹をくくって考えていただかないと、将来大変なことになりますよという話をしてもしょうがないんですけど、そういうふうに非常に強く思います。

社会資本ということと排水の浄化ということを、原点に置くのであれば、しつこいようですが、今既に各個別に設置されている合併浄化槽の普及率ということも、もう少し上手に利用されたらいいんじゃないかなと。それがない地域に関しては、最終排水の浄化ということは、もう是が非でも下水道でやっていただかなければならないですけど、今現在が

なり高性能の合併浄化槽が、かなり高い割合で入っている地域というのも恐らくあると思うんですね。そういう所については、それを上手に維持管理していただくと。個人の責任の範囲内できちんと維持管理していただくということが、排水の浄化には即刻つながるやり方ではないかなと思います。その辺も少し運用の仕方というのを考えていただくと、全体のコストを少しでも細く長く使えるということにつながるのではないかと思います。そんな話ばかりこの委員会でしてきたような気がいたしますけれども、ぜひ個別の案件のときに、少しその辺を考えていただけるとありがたいと思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。ではほかに意見がないようですので、事務局、次に進めてください。

(公共事業運営室長)

それでは、事項書の方、議事次第が3番目まで終わりました、最後の4番目でございますが、平成20年度の公共事業再評価及び事後評価実施予定事業につきまして、事務局の方から来年度の諮問予定案件についてご報告させていただきます。

(事業評価グループ副室長)

それでは、資料5「平成20年度三重県公共事業再評価対象事業一覧表」をご覧ください。赤いインデックスの資料5です。再評価対象事業の県事業につきましては、事業採択後一定期間を経過し継続中の事業につきましては6件、再評価理由の欄で の番号を振ってございます。再評価実施後一定期間が経過している事業につきましては18件。 の番号です。社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業につきましては2件。合計26件を予定しております。なお、市町等事業につきましては、当委員会でご審議を予定している案件はございません。

次に、資料6「平成20年度三重県公共事業事後評価対象事業」をご覧ください。こちらにございますように、10件の事後評価を予定しています。来年度の予定案件は以上でございます。

(公共事業運営室長)

再評価が平成10年度で始まっていますので、ちょうど10年、5年という区切りの年には数が増えるということで、来年度は再評価の方26件ということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員長)

いかがでしょうか。今年、再評価が22件だったのが26に増える。事後評価は8だったのが10に増えるようですが、1回委員会が増えるのでしょうか。

(事業評価グループ副室長)

半日の日程もございましたので、次の何月にやるかということもございますので、その

辺も含めて調整させていただきたいと思っておりますが、ひょっとしたら1日ぐらい増えるかもわかりません。

(委員長)

確認ですが、事後評価の欄の市町村名が書いてありますが、これらはすべて県事業ですか。

(事業評価グループ副室長)

すべて県事業でございます。

(委員長)

再評価の方も場所として市町村名が書いてありますが、すべて県事業。

(事業評価グループ副室長)

県事業でございます。

(委員長)

切れ目のいい年度でたくさん上がってきているという事情があるそうですが、まだ調整もいただけるようですが、一応承ったということによろしいでしょうか。異論がないようですので、一応承ったということにさせていただきます。

(公共事業運営室長)

よろしく願いますということで、お願いいたします。それでは、委員長の方には、本日の総括ということで少しお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員長)

どうもありがとうございました。総括の意見は冒頭に述べさせていただきましたので、改めて繰り返すことは避けたいと思っております。再評価を受けられた事業及びその担当部署、それから事後評価を受けた事業及びその担当部署につきましては、ぜひ成果を今日ご発表いただきました対応方針を活かして、実りある事業を進めていただきたいと思います。冒頭、野田部長の方から公共事業費が1割削減というお話を賜りました。ご苦労が多いと思っておりますが、先ほど委員の方からコスト削減というのはリアリティがない対応方針だということもございましたが、1割削減だから、どこかで縮めないといけない宿命があると思っております。それを事業を遅延させるという方向ではなくて、効果は早期の発現をするような形でぜひ事業に努めていただきたいと思います。どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。

(公共事業運営室長)

どうも委員長、ありがとうございました。本日の議事は以上でございます。それでは、これもちまして平成19年度第8回三重県公共事業評価委員会を終了させていただきます。

す。委員の皆様、本年度はどうもありがとうございました。この後、少し打ち合わせがございますので、委員の皆様、控え室の方へよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。